

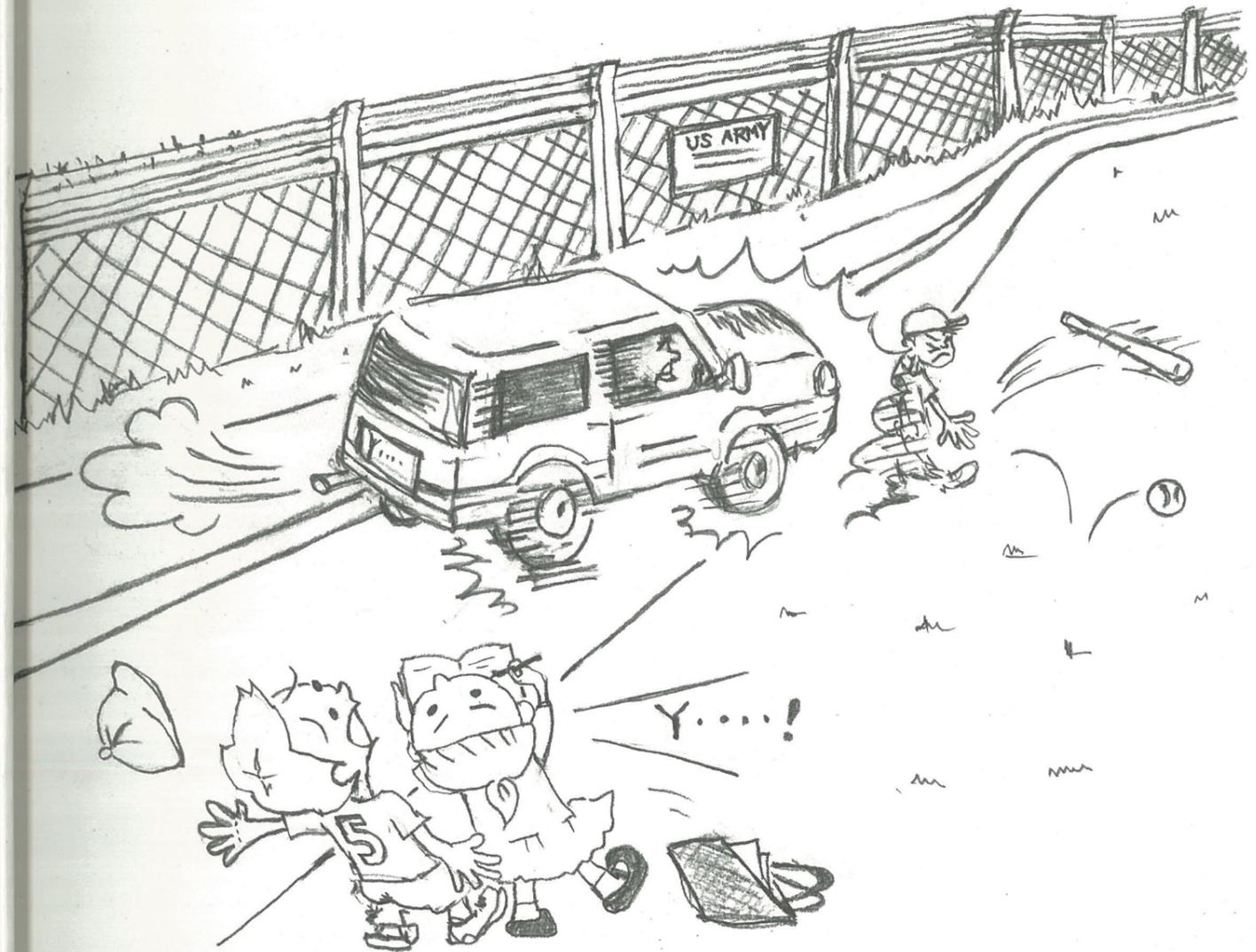
**米軍犯罪被害対応マニュアル**  
**米兵による事件・事故の被害者になったら**

発行日 2010年5月15日  
 編集・発行 米軍犯罪被害者救援センター  
 代表者 栄 篤志  
 事務局長 都 裕史  
 所在地 〒540-0038  
 大阪府中央区内淡路町1-3-11  
 シティコープ上町402  
 市民共同オフィス SORA内  
 電話 080-4249-9898  
 ファックス 06-7777-4925  
 郵便振替口座 00910-1-193544  
 名義 米軍犯罪被害者救援センター

頒 価 500 円

# 米軍犯罪対応マニュアル

～米兵による事件・事故の被害者になったら～



発行 米軍犯罪被害者救援センター

## ご挨拶

～このパンフレットを手にとったあなたへ～

・現在もなお、在日米軍が引き起こす事件・事故の被害が全国で頻発し、マスメディアでも日々報じられています。米軍関連施設の周辺地域、特にその多くを抱える沖縄県では「復帰」後、現在に到るまで引きずってきました。むしろ状況はかえって深刻になりつつあるとも言えるのかもしれない。

私は1959年の春、中学卒業を待たずに、故郷の奄美大島を離れて大阪に出てきました。奄美は53年まで米軍占領下にあり、多くの島民が沖縄に仕事を求めて出かけていました。年の離れた私の兄弟たちもそうでした。

小学校3年生の夏休み、兄弟たちが働く沖縄に遊びに行ったことがありました。兄はゴム工場に勤め、姉は米軍基地建設現場の事務員をしていました。私はそのとき列車のような軍用貨物車両が舗装された幹線道路を疾走する姿や、MPが軍用ジープを乗り回し、街角で自動小銃の引き金に指をかけたまま睨みをきかせる姿に、怖さと同時にカッコよさを感じた記憶があります。

奄美の実家の近所に、同級生の女の子が家族で住んでいた家がありました。しかしいつのころか彼女の母親を見かけなくなりました。そのときはわからなかったのですが、一家の暮らしを支えるために、実家に娘を預けて沖縄で米兵相手に身を売っていたためでした。

あるとき、私は彼女の家に「お見舞い」に行きました。熱にうなされている同級生の母親の頭には天井に吊られたバケツから、冷たい井戸水が絶え間なくかけられていました。はっきり理解できませんでしたが、患った性病のせいで、高熱が出ていたのだと思います。数日後、彼女が亡くなり、葬式に参列したとき、私は同級生に対してなんと声をかけたらいいのかわかりませんでした。これも米軍被害の厳しい現実の一つだったように思います。

しばらくして大阪に移り住むことになりましたが、「本土復帰」の理想と現実のギャップのなかで私は夢も希望も木っ端微塵に打ち砕かれることとなりました。そのときから沖縄闘争や奄美問題に関わり続け、やがて米軍犯罪被害者の運動と出会いました。

2007年に米軍犯罪被害者救援センターが大阪で発足してから、私は代表として活動してきました。センターは米軍犯罪を受けた当事者たちで作られた「被害者の会」と連携しながら、泣き寝入りを強いられることのないように様々な取り組みをしてきました。このパンフレットの製作も、その一環としてあります。知識も活動能力もほとんどないまま関わりはじめ、身の程知らずとはこのことかと思知らされることもたびたびありましたが、事務局一丸となって学習や資料収集、相互討論などを行いながら、ようやく発行まで漕ぎつけることができました。

このパンフレットを手にとったあなたが米軍犯罪の被害者にならないことを祈りつつ、もしも不幸にして被害を受けたときには、これが何ものにも代えがたい強い味方になることを願って、私たちセンター事務局はみなさんの元にお届けします。どうかこのパンフレットを開いてみてください。そして一人で悩まず、私たちにご相談ください。また、在日米軍問題に関心をもたれた方々の日常的な学習にもお役立ていただければと思います。拙い部分もありますが、学習や救援活動のなかで、少しずつ内容を深めていきたいと考えていますのでよろしくお願ひします。

2010年5月15日 米軍犯罪被害者救援センター 代表 栄 篤志

## 推薦文

待ちに待ったパンフレットが完成した。

かつて米兵等との事件・事故に巻き込まれた被害者・遺族は路頭に迷うしかなかった。私もその一人だ。国民の安全・安心を名目とした日米安保体制だが、国の被害者・遺族への対応は説明書等もない不安を煽るだけの安全・安心とはほど遠い実態であった。

沖縄では本土復帰当時から各警察署などに「被害にあったら防衛施設局まで…」という一枚のビラが貼られていただけ、およそ10年前、「米軍人・軍属による事件被害者の会」の要請に基づき機関紙「はいさい」に手続方法等が掲載されたが決して有意義なものではなかった。

各地方防衛施設局・事務所でも対応はバラバラで、唯一、岩国防衛施設事務所がA4一枚のリフレットを作成していた。

国としては数年前、防衛省HPに「損害賠償の手続き」が掲載されたが、これも「被害者の会」の要請で実現したもの、国として積極的に取り組んだものではなかった。

韓国では「駐韓米軍犯罪根絶運動本部」が既にパンフレットを作成・配布し成果をあげている。日本ではこれほど詳しいパンフレットは初めてだ。実に頼もしい。被害者・遺族をはじめ、全国の基地ある自治体、弁護士、学生など多くの方々に活用されることを期待したい。作成に携われたスタッフには心より敬意を表したい。



「米軍人・軍属による事件被害者の会」代表 海老原大祐

# もくじ



ご挨拶 米軍犯罪被害者救援センター代表 栄 篤志

推薦文 「米軍人・軍属による事件被害者の会」代表 海老原大祐

## マニュアル編 米兵による交通事故で被害者になったら

### 交通事故対応マニュアル ..... 1

もしも米兵による事件や事故の被害者になったらどうすればいいの？  
ここではもっとも被害件数の多い交通事故を事例にして、事件後の対応を解説します。  
事件発生から損害賠償までが確認できるフローチャート。

#### ケース1 相手が公務外の米兵の場合 ..... 5

#### ケース2 相手が公務中の米兵の場合 ..... 6

#### 過去の事例 ..... 7

### チェックリスト その場ですべきこと ..... 10

被害にあったとき、まず事件現場でやっておくべきことは何？  
被害者自身がその場ですべきこと、確認しておくべきことのチェックリスト。

### 救援センター及びネットワークリスト ..... 11

泣き寝入りのケースが後を立たない米軍犯罪。  
被害者をバックアップするために設置されている救援センターと全国ネットワークの連絡先一覧。

### 防衛省窓口と管轄区域 ..... 12

被害を受けたら提出しなければならない「損害賠償請求書」と「公務外損害補償請求書」。  
その問い合わせ先になっている防衛省の窓口一覧。

### 協定・法律・省令 ..... 13

### 請求書（様式） ..... 14

## 解説編 在日米軍の犯罪被害問題を考える

### 在日米軍Q&A ..... 18

「そもそも在日米軍って何？」 在日米軍の犯罪被害問題を知るための入門Q&A。

【内容】米軍について（在日米軍の歴史と役割、問題点を考える）／米兵の犯罪について（事件・事故の種類、「逃げ帰り」問題、地位協定問題、「米兵の家族」の定義を考える）／被害を受けたら（まずすべきこと、米軍犯罪被害者救援センターについて）

### 日米地位協定を読み解く 裁判権と請求権はどうなっているのか ..... 23

在日米軍の犯罪被害者の「壁」となっている地位協定の仕組みを解説します。

【内容】裁判権とは／公務中と公務外／日米密約と公務中の拡大解釈／（第一次）裁判権の放棄／裁判権の放棄と日米密約／法務省の通達／もう一つの裁判権放棄／米国側の基本的な姿勢／犯罪嫌疑者の拘留と捜査／犯罪事故による被害と補償／公務中の場合は日本政府が処理／日本政府による処理の規定／日米双方の分担／米国側は分担額を支払っていない／「公務中」の米軍の免責特権／公務でない（公務外）の場合／損害賠償請求手続きの流れ／問題は「公務中か否か」の判断／「公務外」の米兵は免責特権がない／「賠償金」と「見舞金」／裁判権放棄の「密約」裏づけ

### 〔米軍犯罪被害者救援センター〕とは ..... 30

### あとがき ..... 31

### 〔付録 CD〕「日米地位協定を読み解く」プレゼンテーション用画面

※ このパンフレットでは、米軍人・軍属を指す総称として、一般的に使われている「米兵」という表現を使っています。

編集・執筆担当者 武市菜穂子（フローチャート作成・編集）、武内邦晴（チェックリスト、ネットワーク、窓口等資料作成・編集）、萩原一哉（マニュアル、事例、Q&A）、都裕史（日米地位協定を読み解く）、森亜紀子（挿絵）

# 交通事故対応マニュアル



もしも米兵による事件や事故の被害者になったらどうすればいいのでしょうか？ここではもっとも被害件数の多い交通事故を例に挙げて、事後の対応から解決までを解説したいと思います。

## ● 被害者の痛みから出発する

交通事故は、一人の人生をがらりと変えてしまいます。たとえば後遺症を患って普段の生活に支障をきたしたり、事故の重みに耐えられず精神的な傷を負ったりと、心身ともにつらい日々を送る人が少なくありません。どんなにささいな事故だったとしても、本人にとっては重大な出来事です。

だからこのマニュアルは、事故にあった被害者の痛みから出発しようと思います。

米兵が起こした事故被害者にとって一番の問題は、先が見えない不安ではないでしょうか。みなさんもテレビや新聞で、米軍の理不尽な対応に触れたことがあると思います。実は報道された事件の陰では、たくさんの人たちが声もあげられず、「泣き寝入り」させられてきました。国や軍隊を相手に、今度は自分の人生を棒に振ってまでたたかわなければならないのかと思うと、誰もが生きる気力や自信を失ってしまうでしょう。事故後の手続きの流れと相談先を掲載したのは、米軍犯罪の被害者がたった一人で迷い、苦しむことのないようにとの願いからです。

## ● なぜ「泣き寝入り」が起こるのか ～手続きの流れを知る意味～

日米地位協定が不平等だという話は聞いたことがあると思います。日本の警察の捜査権限が制限されていたり、刑事裁判が行なえなかったりと、米軍犯罪だけに限っても地位協定の問題点はたくさんあります。本当は犯罪としてきちんとした処分が必要な事件ですら、闇に消えてしまうことが後を絶ちません。

一方で、手続きさえしっかり行なえば、何とかなるケースもたくさんあります。ところが、それ

がなかなかうまく進まなくて、多くの人があきらめていきます。たとえばp7「過去の事例」に掲載した海老原さんのケースでは、米軍幹部が自宅を訪れて示談書へのサインを強要しようとしました。米軍側はわずかな額の示談金を渡そうとするだけで、被害者には納得できる解決方法を知らせないままにする。そんな事態が繰り返されてきたのです。

では、日本政府はというと、彼らもまた誠実に被害者と向き合ってきたとは言い難いのが現実です。ためにしに防衛省のホームページをご覧ください。被害者にどのような手続きや選択肢が用意されているのか、一見するとさっぱりわかりません。私たちが防衛省の担当窓口に聞いても、回答をはぐらかしたり、「後出しじゃんけん」のように渋々答えてくれるだけでした。まるで情報を隠しているかのようです。事件の痛みに加えて、誰も手を差し伸べてくれないとなれば、相手に言われるがままになってしまっても不思議ではないでしょう。それが「泣き寝入り」を生む原因になっているのです。

「泣き寝入り」を防ぐ唯一の方法は、手続きの流れを知り、苦しみを分かち合ってくれる人たちを得ることです。たしかに現在の地位協定は不平等で、被害者にとって厳しいものに違いありませんが、それでも被害者が自らの尊厳を取り戻すためには、できるだけ多くの情報と選択肢が手元になければいけません。ここに記した情報は、被害者が抱える孤独や不安を和らげる力にかならずなってくれると思います。

## フローチャートの読み方

さて、事故の発生から損害賠償の受け取りまで、どのような流れになるのでしょうか。実際にp5とp6に掲載したフローチャートを、上から下に向かって読んでみたいと思います。

## ● 事故直後の対応

まず、p5とp6の一番上の部分を見てください。交通事故にあった直後の対応は、一般の事故の場合とほとんど同じです。**加害者の取り押さえや事故証拠の保全、警察や消防署、保険会社への連絡**が必要になります。被害者が怪我をして身動きが取れない場合には、その場に居合わせた人が代わりにやってください。現場で何をしていたかわからないということがありますので、p10の**チェックリスト**をご活用ください。ここでとくに重要なのは、**加害者がアメリカで住んでいた場所、米軍内のID(登録)番号、自賠責保険や任意保険に入っているかなど**です。この点は米軍による事件や事故特有のポイントです。英語がわからないという人は、p10の**チェックリストを相手に差し出して、直接記入してもらってください**。記入させることで**米兵が保険に加入しているのかチェックする機会**になりますし、**リストの情報は彼らの逃亡を防ぐ力**になります。また、その後の賠償請求で必要になるので、**かかった費用の領収書などは必ず保管**しておいてください。**携帯カメラなどで事故現場を撮影しておく**ことも大事でしょう。これらは、賠償プロセスで「言い逃れ」や「逃げ帰り」を許さないために必要なことです。

## ● 「公務外」か「公務中」か

事故を起こした米兵が、「公務外」か「公務中」かによって、プロセスが変わります。「公務外」とは米兵がプライベートだったことを意味し、「公務中」とは仕事をしている状態を指します。その判断は、米軍がすることになっています。

## ● 「公務外」となった場合 ～米兵個人と米軍が、示談交渉や手続きの「相手」～

「公務外」となった場合は、**ケース1(p5)のフローチャート**をご覧ください。

まず、一般の事故と同じように、**当事者同士で示談交渉**をする必要があります。フローチャートでは**紫色の部分**に図示したプロセスです。ここでは、あなたが納得のいく額まで、じっくりと交渉してください。いくら交渉しても納得がいかなければ、裁判所に行って**調停申請**を行ないます。これもダメという場合は**訴訟**を起こしてください。裁判は地裁、高裁、最高裁と3回受けることができます。判決は公平に下してもらえますから、最後まであきらめずに自分の要求を押し通すことが大事です。勝訴が確定すれば、判決に記載された額が、あなたの受取額となります。

しかし、日本にいる**米兵の多くは年齢的に若くて、支払い能力のない状態**にあります。せっかく裁判までしても損害賠償金を受け取れない、そんなケースが後を絶ちません。そのため日米地位協定では、米兵本人ではなくて、**所属する在日米軍を相手に慰謝料の請求を行なえる制度**があります。フローチャートの**ピンク色の部分**に図示したプロセスです。**手続きの申請期限が事故から2年間**と短いので、早めに手続きを行なう必要があります。先に挙げた**示談交渉(紫色の部分)**と**同時並行**で進めたほうがいいでしょう。

**慰謝料請求の手続き(ピンク色)**は、まず、防衛省地方防衛局に「**公務外損害賠償請求書**」という書類を提出します。書類は防衛省窓口に行けばもらえますし、防衛省のホームページからもダウンロードできます。p14とp15には実際の書類のコピーを掲載していますので、利用していただければ窓口に行く手間が省けるでしょう。申請書を提出すると、防衛局が調査をした上で、報告書を作成し、在日米軍に届けてくれます。そして報告書を受け取った**在日米軍は、慰謝料の額を決めて、あなたのもとへ示談書を郵送**することになっています。もしあなたが額に納得すれば、サインをして、在日米軍に返送してください。慰謝料が指定の口座に振り込まれます。ただ、慰謝料を受け取っても、裁判を最後までやりたいという人もいます。防衛省の見解では、**示談書に同意しても加害者本人を相手取った訴訟を続けることができます**。その場合、**念のために示談書にサインする前に、文書で「署名するが、加害者への請求権を放棄するものではない」と記したものを米軍側に通知しておく**とよいでしょう。

ただ、在日米軍の提示する慰謝料は多くの場合、低額で、とうてい被害者が納得できるものではありません。加害者本人からも支払われず、在日米軍からも金額が低いとなれば、被害者の権利は踏みにじられたに等しい状態です。そのため、1996年から、被害者の救済措置として、**判決で確定した損害賠償額(紫色)と在日米軍の慰謝料(ピンク色)との差額を、日本政府から受け取れる制度(茶色の部分)**が設けられました。慰謝料に納得がいなかった場合は、ぜひこの制度を活用してください。

## ● 「公務中」となった場合 ～日本政府が、手続きや訴訟の「相手」～

次に、「公務中」となった場合は、**ケース2(p6)のフローチャート**をご覧ください。

「公務中」と判断されたら、事故を起こした米兵は、日米安保条約に基づいて日本国内で仕事をしているということになりますので、**責任はすべて日本政府が引き受ける**決まりになっています。これが加害米兵や米軍を相手にする「公務外」と大きく異なる点です。

まず、**損害賠償請求のプロセス**を見てみましょう。**黄色**で図示している部分です。防衛省地方防衛局に「**損害賠償請求書**」という書類を提出してください。この書類も防衛省の窓口かホームページで手に入れますし、p16とp17に実際の書類を掲載しておきました。ただし**事故から3年以内が書類提出の期限**ですので注意してください。防衛局は書類を受理すると、調査や審査をした上で、報告書を米軍に提出してくれます。そして**防衛省と米軍が過失の度合いを協議し、賠償額をあなたに通知**します。同意できる額ならば、サインをしてください。

しかし、同意できないという場合は、**日本政府を相手取って裁判**をする必要があります。**緑色**で示した部分です。裁判は地裁、高裁、最高裁と3回まで行なえますので、納得のいく額を引き出せるまで、簡単に和解してはいけません。判決が確定したら、損害賠償金を得られる手順になります。

## ● 注意点 ～限られた時間のなかでの闘い～

以上がフローチャートで示した流れですが、ここに書ききれなかった問題が一つだけあります。

それは、**手続きや訴訟にとつてもない時間がかかる**という点です。

損害賠償請求には**時効**というものがあります。この権利の時効は、「公務中」の場合は損害や加害者が判明してから**3年**、「公務外」の場合は**2年**しかありません。しかし、書類を防衛省に提出して、調査や審査をするとなると、何年何ヶ月という時間が割かれる可能性があります。結果が通知されてから、あらためて裁判をするとなると、さらに長期間、被害者に一円も支払われないということになりかねません。そこでフローチャートに色付けした部分が同時進行できるのを利用して、**示談交渉や訴訟と、防衛省への手続きをいっぺんに行ってください**。同時進行の権利は、「公務外」でも「公務中」でも、等しく与えられています。

実際の手続きでは、米軍や日本政府が一方向的に「～に決まりました」、「～となっています」などと言ってくることもあるでしょう。また、マニュアルどおりに進まない、向こうから連絡がないせいで今どうなっているかわからないといったこともあると思います。少しでもそうした不審な点があれば、はっきり「おかしい」と声を上げましょう。これはあなたの権利なのです。

大事なものは、損害賠償請求は被害者が尊厳を回復し、事故後の新しい人生のスタートを切るためのものだということです。むやみに時間を引き延ばされたり、不誠実な対応を取られたりして苦しむことがないように、**事故が起きたらすぐに、在日米軍犯罪の裁判に詳しい弁護士や当センターにご相談ください**。p11に掲載している**全国の市民ネットワークの連絡先一覧**もご活用いただければと思います。一人で悩まないこと。わたしたちはそれを願っています。

# ケース1 相手が公務外の米兵の場合

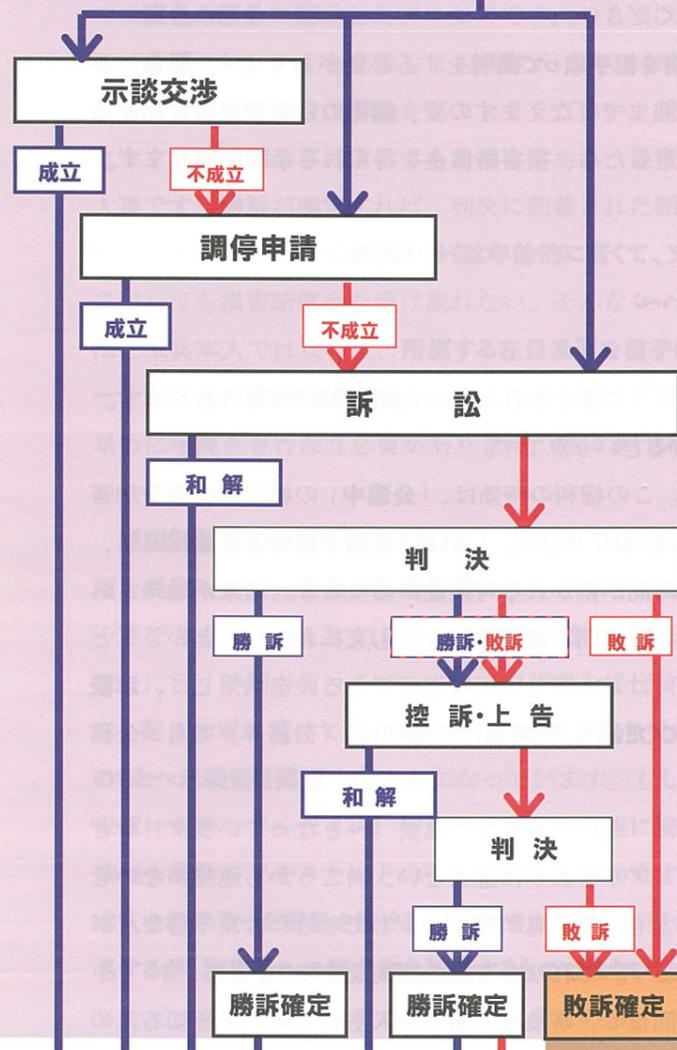
**事故の発生・対応**

車両の停止・負傷者救護・交通の確保  
警察へ通報・物損修理・人身治療 等

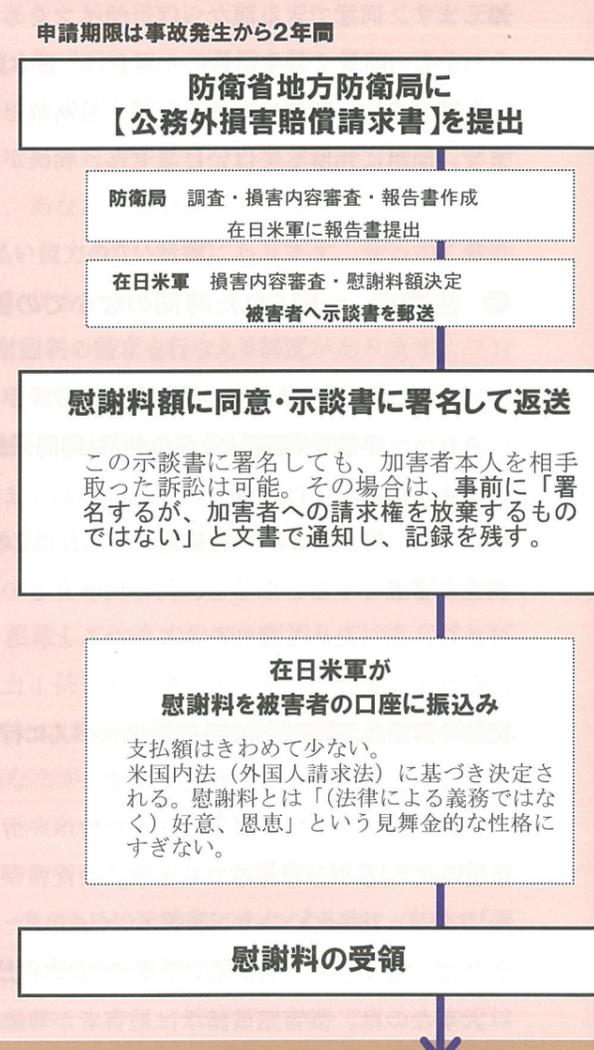
通常の交通事故と同様、必要な措置をとり、米兵の逃走を防ぐために p10 のチェックリストに情報を記録する。現場撮影、領収書や手に入れた書類は必ず残す。

ここからの流れは同時進行

## 当事者同士の交渉



## 在日米軍への損害賠償請求手続き



**損害賠償金の受取**

賠償履行

賠償不履行

差額の支払い

**防衛局に裁判判決額との差額を請求**

勝訴確定と公務外損害賠償請求手続きが条件

裁判で勝訴したのに、加害者の行方がわからず賠償が履行されないなどの場合でも、差額を防衛局に請求すれば判決額との隔たりを埋めることができる(1996年 SACO 合意による措置)。適正な損害賠償を得るために、この措置を利用しよう。

# ケース2 相手が公務中の米兵の場合

**事故の発生・対応**

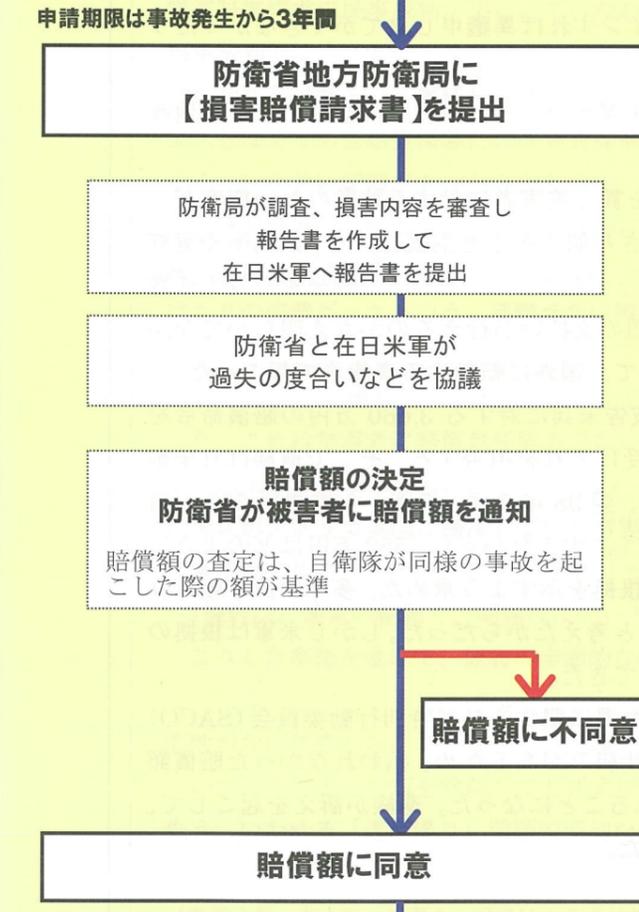
車両の停止・負傷者救護・交通の確保  
警察へ通報・物損修理・人身治療 等

通常の交通事故と同様、必要な措置をとり、米兵の逃走を防ぐために p10 のチェックリストに情報を記録する。現場撮影、領収書や手に入れた書類は必ず残す。

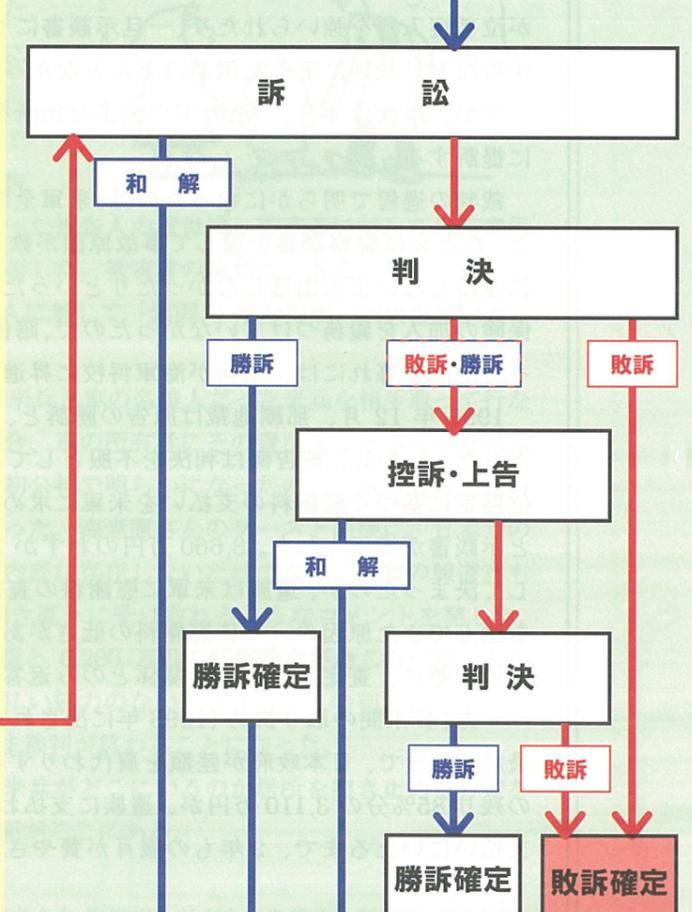
日米地位協定では、米兵本人や米軍ではなく、日本国が責任を負うと決められている  
損害賠償手続きと賠償請求訴訟の相手は、日本国になる

ここからの流れは同時進行可能

## 損害賠償請求手続き



## 損害賠償請求訴訟



**損害賠償金の受取**

賠償履行

**損害賠償金の受取**

賠償履行

## 過去の事例

被害者が米軍や日本政府を相手にどのような困難や葛藤を経験し、何を訴えてこられたのか。ここでは1990年代半ばに起こった海老原鉄平さんとKさん親子の2つの裁判をもとに考えてみましょう。

### 事例① 海老原鉄平さんの裁判



1996年2月、沖縄県北中城村の国道で海老原鉄平さん(19歳)が米兵の乗用車に衝突され、亡くなる事故が起こった。米兵の車両が、ミニバイクで走行中だった鉄平さんに気づかず基地に入ろうとしたせいだった。

日米両政府は、この米兵を「公務外」に認定した。「公務外」認定のケースは、被害者が泣き寝入りを強いられたり、一旦示談書にサインすれば異議申し立てができなかったりするなど、裁判に至った例がほとんどなかった。

だが、遺族は4月、「法の下で公正な判断を仰ぎたい」と、損害賠償を求めて那覇地裁に提訴する。

裁判の過程で明らかになったのは、米軍全体を貫く被害者に対する誠意のない態度だった。たとえば警察調書を覆して事故原因が鉄平さん側にあると主張したり、裁判所や遺族に連絡しないまま出廷しなかったりといったことが起こった。また、当時米軍が対人任意保険の加入を義務づけていなかったため、賠償額の支払いが行えるのかさえ明らかでなかった。同年暮れには、米兵が海軍将校に昇進して、国外に転勤する事態まで起こった。

1997年12月、那覇地裁は原告の勝訴と、被告米兵に対する3,660万円の賠償命令を下した。しかし、被告側は判決を不服として、受け入れを拒否する。そこで遺族は日米地位協定に基づく慰謝料の支払いを米軍に求めた。翌98年7月、米軍から慰謝料550万円と示談書が提示された。3,660万円のわずか15%にすぎなかった。550万円はどのようにして決まったのか、遺族は米軍に慰謝料の査定根拠を示すよう求めた。多くの泣き寝入りを生んできた原因の一つに慰謝料の低さがあると考えたからだった。しかし米軍は根拠の開示を避け、査定と判決は無関係とのみ返答してきた。

一方、日米間の取り決め(1996年に出された沖縄に関する日米特別行動委員会(SACO)最終報告)で、日本政府が差額を肩代わりする仕組みがあるため、払われなかった賠償額の残り85%分の3,110万円が、遺族に支払われることになった。遺族が訴えを起こして、支払いにいたるまで、2年もの歳月が費やされた。

このような長期にわたる未払いは、遺族を経済的、精神的に苦しめるため、通常の損害賠償のケースでは遅延損害金という制度が設けられている。いわば利子のようなものだ。しかし政府は、海老原さん遺族への遅延損害金の支払いを拒否し続けた。これも海老原さん遺族が明るみにした日米地位協定の問題点の一つだった。

### 事例② Kさん親子の裁判

1996年、キャンプ瑞慶覧のそばを歩行中だったKさん(36歳)と2人の子どもが、米兵の運転する乗用車にはねられ、亡くなる事故があった。乗用車は、猛スピードで歩道に乗り上げ、ガードレールの内側にいた3人をなぎ倒したという。連絡を受けた救急車が基地を迂回せざるをえず、現場への到着が大幅に遅れたことが、3人の命を奪う結果につながった。しかも、「公務外」認定を受けた重大な事故だったにもかかわらず、日本の警察は米兵の身柄を拘束せず、捜査を続けた。

海老原さんの場合と同じく、Kさん親子の場合も事故を起こした米兵に対する刑事裁判と、損害賠償請求の民事裁判が平行して行なわれた。刑事裁判では、スピードオーバーは周囲の車に合わせただけだという責任転嫁や、任意保険に加入しなくても自賠責保険だけで被害補償ができるという甘い認識があったことなどを、被告人自身が証言している。しかし、証言台に立った被告人の叔母は、被害者に対して自賠責保険や見舞金以外の償いは一切行なわないと拒否した。被害者の権利は「意識の外」と言わんばかりの姿勢だったという。那覇地裁は被告人に対して「禁固3年の実刑」判決を言い渡した。

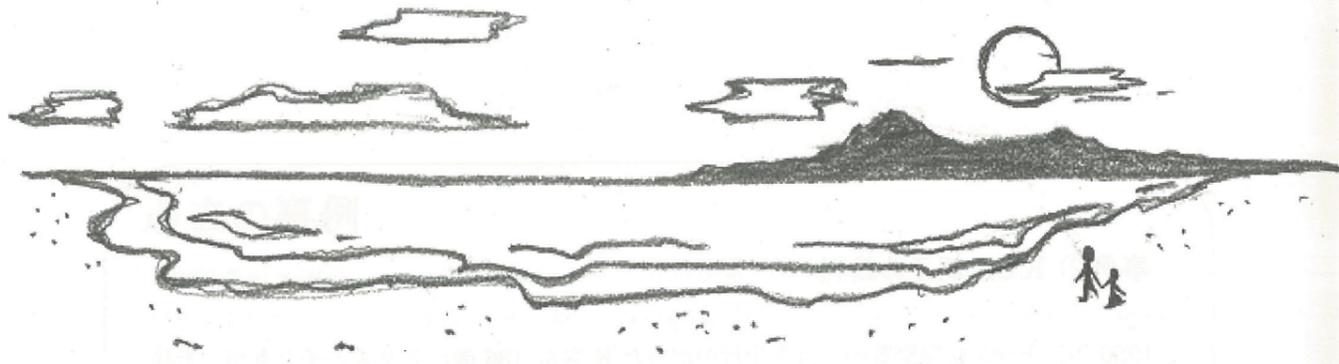


一方、Kさん遺族は、損害賠償請求を加害米兵と車の名義人だった米兵を相手取って行なった。これは加害者に賠償責任能力がない場合、車の所有者にその責が及ぶとされる自動車損害賠償法に基づいたものだった。しかし、初公判で明らかになったのは、車の名義人だった米兵がアメリカ本国に帰国していた事実だった。海老原さんのケースと同様に、日本での民事裁判を拒否した米兵を罰する規則が米軍内部に存在しないだけでなく、米軍の報道官も「(被告は)通常の転勤で、問題はない」と開き直りに受け取れるようなコメントを發した。

こうした事態を受けて、原告の全面的な勝訴と6,200万円の賠償請求が命じられた。しかし、名義人の被告がすでに帰国しており、支払い能力のない加害米兵もこの判決に応じる可能性がない状態のなかで、取立てが困難なまま裁判が終わることになった。

いったん帰国し、軍を除隊してしまえば、米兵がどこにいるのか居所を突き止める方策を失う、いわゆる「逃げ帰り」問題の深刻な側面がここにある。

(参考文献: 森口諭、米軍人・軍属による事件被害者の会『「安保」が人をひき殺す』高文研、1996年)



1990年代の中ごろ、事例として挙げた海老原さんやKさんのケース以外にも、たくさんの被害者が次々と声を挙げました。それはちょうど、沖縄で3人の米兵が小学生をレイプした、「少女暴行事件」に抗議する島ぐるみのたたかいが起こっている最中でした。もう泣き寝入りしない。それは米軍基地の被害に苦しむ多くの人々の願いだったのだと思います。事件や事故の被害者は、互いに手を取り合い、1996年4月、「**米軍人・軍属による事件被害者の会**」の運動は生まれました。

被害者が損害賠償裁判で求めてきたのは、**責任の明確化と被害者としての尊厳の回復**でした。国や軍を相手にそれぞれの裁判をたたかい、マスコミに訴える日々はとてつもない心労と苦しみを伴ったことでしょう。しかし被害者は、大切な人やものを奪われながらも社会に向かって課題を投げかけてきました。こうした粘り強い活動がなければ、p7に挙げたSACO(1996年末に出された沖縄に関する日米特別行動委員会最終報告)での取り決めは議論にすらならなかったと思います。

他にも、米兵と家族への任意保険加入の義務化、補償金未払いに対して日本政府が被害者に無利子で融資をする制度の設置、軍用車両へのナンバープレート義務化などが取り決められました。これらはすべて、「被害者の会」の運動が提起してきたものでした。

しかし、**それらの対策は被害者が尊厳を回復するには不十分なもので**、地位協定が壁となって泣き寝入りを強いられる深刻な状態は、依然として変わっていません。とくに問題なのは、刑事裁判権のほとんどが米軍側の手に渡っている点と、このマニュアルに記載している損害賠償手続きが被害者の権利を制限し、米軍側の権利を大幅に拡大している点です。詳しくはp27からの「日米地位協定を読み解く」で確認していただきたいのですが、この2点は、今もなお続く被害者の「泣き寝入り」や苦しみを生み出し続けています。私たちは政府に対して、**米軍犯罪被害者の立場に立った地位協定の改定や損害賠償法**の、一刻も早い成立を求めています。



## チェックリスト その場ですべきこと

1	<b>警察(110番)に電話しましょう</b>
	以下のことを確認しましょう(事故現場でこのリストを加害米兵に渡して、すべて書かせてください) 加害者の氏名 Name _____ 加害者の現住所 Address in JAPAN _____ _____ 加害者の米国での住所 Address in U.S.A. _____ _____ 電話番号 Phone number _____ 免許証(米国の免許証) Driver's license _____ ID番号(米軍の登録ID) ID of the U.S. Armed Forces _____ 車両の登録番号(ナンバープレート) Registration number of the car (License plate) _____ <b>自賠責保険 Automobile liability insurance</b> 保険会社 Insurance company _____ 2 保険会社の連絡先 Address or contact number of insurance company _____ 証券番号 Policy number _____ 契約者氏名 Full name of contractor _____ 契約者連絡先 Address of contractor _____ <b>任意保険 Voluntary insurance</b> 保険会社 Insurance company _____ 保険会社の連絡先 Address or contact number of insurance company _____ 証券番号 Policy number _____ 契約者氏名 Full name of contractor _____ 契約者連絡先 Address or contact number of contractor _____
3	<b>写真で現場や被害の状況を記録しましょう</b>
4	<b>とにかく、早く、誰かに相談しましょう</b>

## 救援センター及びネットワークの連絡先

センター	連絡先
大阪	米軍犯罪被害者救援センター 携帯 080-4249-9898
東京	芦澤礼子[米軍人・軍属による事件被害者を支える会 関東 事務局長] 携帯 090-8508-9722
ネットワーク	連絡先
北海道 千歳	米軍問題を考える会事務局(中山竹生事務所内) TEL 0123-27-0123 FAX 0123-27-0134
	谷上隆[米軍問題を考える会 事務局長] TEL&FAX 0123-24-4843
青森 三沢	山田清彦 FAX 0176-53-6061
宮城 王城寺原	和田智子 TEL 0229-65-2002
東京 横田	福本道夫[横田・基地被害をなくす会] TEL&FAX 042-544-9703
神奈川 相模原	金子豊貴男事務所[相模原市議] TEL&FAX 042-741-0232
山梨 甲府	山田厚事務所[甲府市議] TEL 055-253-6790 FAX 055-254-4403
静岡 浜松	小沢明美[浜松市議] TEL&FAX 053-425-5336
石川 金沢	石川県平和運動センター TEL 076-233-2170
山口 岩国	大川 清[米兵の犯罪を許さない岩国市民の会] 携帯 090-7899-2730
福岡 築上	渡辺ひろ子[平和といのちをみつめる会] 携帯 090-4997-9747
長崎 佐世保	篠崎正人[リムピース佐世保] 携帯 090-8295-1741
大分 湯布院	ローカルネット大分・日出生台 TEL 0977-85-5003
沖縄 那覇	池宮城紀夫[弁護士・那覇第一法律事務所内] 携帯 090-3073-4382

米兵による事件・事故にあったときには、米軍犯罪被害者救援センターか米軍人・軍属による事件被害者を支える会・関東事務局、あるいはネットワークの他の連絡先に相談してください。この表には 2010 年 5 月時点での受け入れ先を記載しています。つながらないなどの問題があれば、当センターにご一報をいただければと思います。

## 防衛省窓口と管轄区域

事故の起きた区域を管轄している窓口「公務外損害補償請求書」(p14,p15) 及び「(公務中)損害賠償請求書」(p16,p17) を提出します。管轄外の地方防衛局または地方防衛事務所に提出することもできます。

損害賠償請求手続きの問い合わせ先	管轄区域
<b>北海道防衛局</b> 管理部業務課 業務係 電話番号：011(272)7571	北海道
<b>東北防衛局</b> 企画部業務課 事故補償係 電話番号：022(297)8211	青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県
<b>北関東防衛局</b> 管理部業務課 事故補償係 電話番号：048(600)1817	茨城県 埼玉県 新潟県 栃木県 千葉県 長野県 群馬県 東京都
<b>南関東防衛局</b> 管理部業務課 事故補償係 電話番号：045(211)7109	神奈川県 山梨県 静岡県
<b>近畿中部防衛局</b> 管理部業務課 業務係 電話番号：06(6945)4964	富山県 京都府 奈良県 石川県 大阪府 和歌山県 福井県 兵庫県 滋賀県
<b>東海防衛支局</b> 施設企画課 業務係 電話番号：052(952)8223 内線6207	岐阜県 愛知県 三重県
<b>中国四国防衛局</b> 企画部業務課 事故補償係 電話番号：082(223)7142	鳥取県 広島県 香川県 島根県 山口県 愛媛県 岡山県 徳島県 高知県
<b>九州防衛局</b> 管理部業務課 事故補償係 電話番号：092(483)8821	福岡県 熊本県 鹿児島 佐賀県 大分県 長崎県 宮崎県
<b>沖縄防衛局</b> 管理部業務課 事故補償係 電話番号：098(868)0174 内線411～4	沖縄県

## 協定・法律・省令

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/jyoyaku.html>

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(日米地位協定)  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/index.html>

沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告(仮訳)  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/saco.html>

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法(昭和27年4月28日法律第121号)  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S27/S27HO121.html>

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和27年4月28日法律第138号)  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S27/S27HO138.html>

合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S37/S37F03101000042.html>



## 公務外損害賠償請求書 書式 (表)

書式C-5  
 FormC-5

公務外損害補償請求書  
 NON-OFFICIAL DUTY CLAIM

1. 請求者氏名 Claimant:	2. 整理番号 File Number:
3. 請求者住所 Claimant's Address:	4. 請求額 Amount Claimed: a. 療養補償 Medical Treatment ¥ b. 休業補償 Inability to Work ¥ c. 障害補償 Physical Handicap ¥ d. 遺族補償及び遺族旅費 Bereaved Family and their Travel Expenses ¥ e. 葬祭料 Funeral Rites ¥ f. 慰謝料 Pain and Suffering ¥ g. 財産補償 Property Damage ¥ 合計 Total ¥
5. 事故発生場所 Place of Accident:	
6. 事故発生年月日 Date of Accident:	
7. 米側当事者一氏名・所属 U.S. Party-Name and Organization:	
8. 事故内容(関係者, 財産及び事故の原因を明示し, 損害, 傷害又は死亡に関連するすべての事実及び状況を簡単に記入すること。) Description of Accident: (State briefly all known facts and circumstances attending the damage, injury or death, identifying persons and property involved and the cause thereof.)	
9. 請求理由 Basis for Claim:	
10. 財産損害(財産の種類及び所在並びに損害の性質及び範囲を簡単に記入すること。財産の所有者が請求者以外ときは, その住所・氏名を記入すること。) Property Damage: (Briefly describe kind and location of property and nature and extent of damage, state name and address of owner of property if other than claimant.)	
11. 身体傷害(傷害の性質及び範囲を記入すること。) Personal Injury: (State nature and extent of injury.)	

公務外の損害賠償請求手続きのときに, このページを切り離してお使いください。ここに記入事項を書いてそのまま防衛局の窓口に提出すれば, 手続きは完了です。

公務外損害賠償請求書 書式 (裏)

書式C-5 (続き)

FormC-5 (Cont'd)

12. 死亡 (請求額算定の基礎を記入すること。)  
Death: (State calculations upon which damages are based.)

13. 証人  
Witnesses:

氏名  
Name:

住所  
Address:

14. 請求者と被害者との関係及びその法的根拠  
Relationship of claimant to injured or deceased person, and citation of law authorizing representation:

15. 本請求金額は、上記事故によって生じた損害に対するもののみであり、かつ、上記の事実は、すべて真正である。  
I declare that the amount of this claim covers only damage and injuries caused by the accident or incident described and that the foregoing statement is true and correct in every particular:

請求者の署名 (氏名は、第1欄のものと同一であることを) \_\_\_\_\_  
Signature of Claimant: (Name should be exactly as shown in item 1.)

16. 参考事項  
Remarks and Inclosures:

17. 証明  
Certificate:  
本翻訳は、正確であることを証明する。  
Certified true translation.

署名 \_\_\_\_\_ 日付 \_\_\_\_\_  
Signature: \_\_\_\_\_ Date: \_\_\_\_\_

防衛施設局長  
名古屋防衛施設支局長  
Director, \_\_\_\_\_ Defense Facilities Administration Bureau  
Director, Nagoya Defense Facilities Administration Branch

(公務中) 損害賠償請求書 書式 (表)

(表)

損害賠償請求書

※ ( 都道府県 ) No ( )

防衛施設局長 殿 名古屋防衛施設支局長 殿 下記により、合衆国軍隊等の行為等による損害の賠償を請求する。 平成 年 月 日		請求者: 住所 氏名 被害者との続柄	
被害者	氏名及び生年月日	年 月 日	男 女
	住所: 本籍地: 職業: 既往の身体障害又は異状:		
事故の概要	事故発生日時: 平成 年 月 日 前 時 分 事故発生場所: 加害者, 事故の状況等		
請求額	療養賠償 ¥ 葬祭料 ¥ 休業賠償 ¥ 慰謝料 ¥ 障害賠償 ¥ 財産賠償 ¥ 遺族賠償及び遺族旅費 ¥ 合計 ¥		
上記請求額のうち他から既に受領した金額	金額 支給機関 金額 支給機関 損害保険金 ¥ ( ) 国民健康保険法 ¥ ( ) 労働基準法 ¥ ( ) 船員保険法 ¥ ( ) 労働者災害補償保険法 ¥ ( ) その他 ¥ ( ) 健康保険法 ¥ ( ) 合計 ¥ ( )		
遺族	氏 名 生年月日 被害者との続柄 住 所		
証人	氏 名 生年月日 住 所		
添付書類			
備考			

公務中の損害賠償請求手続きのときに、このページを切り離してお使いください。ここに記入事項を書いてそのまま防衛局の窓口へ提出すれば、手続きは完了です。

(裏)

請求書の提出に当たつての注意

- 1 請求書は、事故発生場所を管轄する防衛施設局長（事故発生場所が名古屋防衛施設支局の管轄区域内にある場合にあつては、名古屋防衛施設支局長）へ提出するのですが、特別の理由があるときは、あなたの住所地を管轄する防衛施設局長（あなたの住所地が名古屋防衛施設支局の管轄区域内にある場合にあつては、名古屋防衛施設支局長）を経由して提出することができます。
- 2 代理人により賠償を請求するときは、代理人に賠償の請求及び賠償金等の受領を委任する委任状を請求書に添付してください。
- 3 請求書には、次表に掲げる書類を添付してください。なお、必要に応じ防衛施設局長又は名古屋防衛施設支局長が要求する書類を提出してください。

賠償の別	賠償の内容	請求書に添付する書類
療養賠償	合衆国軍隊等の行為等により負傷し、又は病気にかかったため、その療養の費用を請求するもの	療養の内容を記載した医師の証明書、療養費の内容を明らかにすることができる請求書、領収書等及び療養雑費の内容を明らかにする資料
休業賠償	合衆国軍隊等の行為等により損害を受けたため、得ることができない業務上の収入を請求するもの	勤務先の給与額証明書（給与所得者以外の者は、税務署の所得金額証明書） 勤務先の療養欠勤中における支給給与額の証明書 休業証明書（給与所得者のときは勤務先の代表者、その他の者は市町村長等の証明書）
障害賠償	合衆国軍隊等の行為等により負傷し、又は病気にかかり、治つたときなお身体に障害があるときに請求するもの	身体障害の程度を記載した医師の証明書 勤務先の給与額証明書（給与所得者以外の者は、税務署の所得金額証明書）
遺族賠償及び遺族旅費葬祭料	合衆国軍隊等の行為等により死亡したときに請求するもの	死亡診断書 勤務先の給与額証明書（給与所得者以外の者は、税務署の所得金額証明書） 戸籍謄本 葬祭料の内容を明らかにする資料
財産賠償	合衆国軍隊等の行為等による不動産及び動産の損害を請求するもの	財産損害申告書及び次の書類 イ 修理可能のとき、信用ある業者の修理見積内訳書又は既に修理したときはそれに要した額を証明する領収書及びその内訳書 ロ 修理不可能のとき、信用ある業者の再取得又は再建築見積内訳書 ハ 登記簿謄本等

4 ※印の箇所には、記入しないでください。

解説編

在日米軍 Q&A

「そもそも在日米軍って何？」  
在日米軍犯罪問題を知るための入門 Q&A

在日米軍について

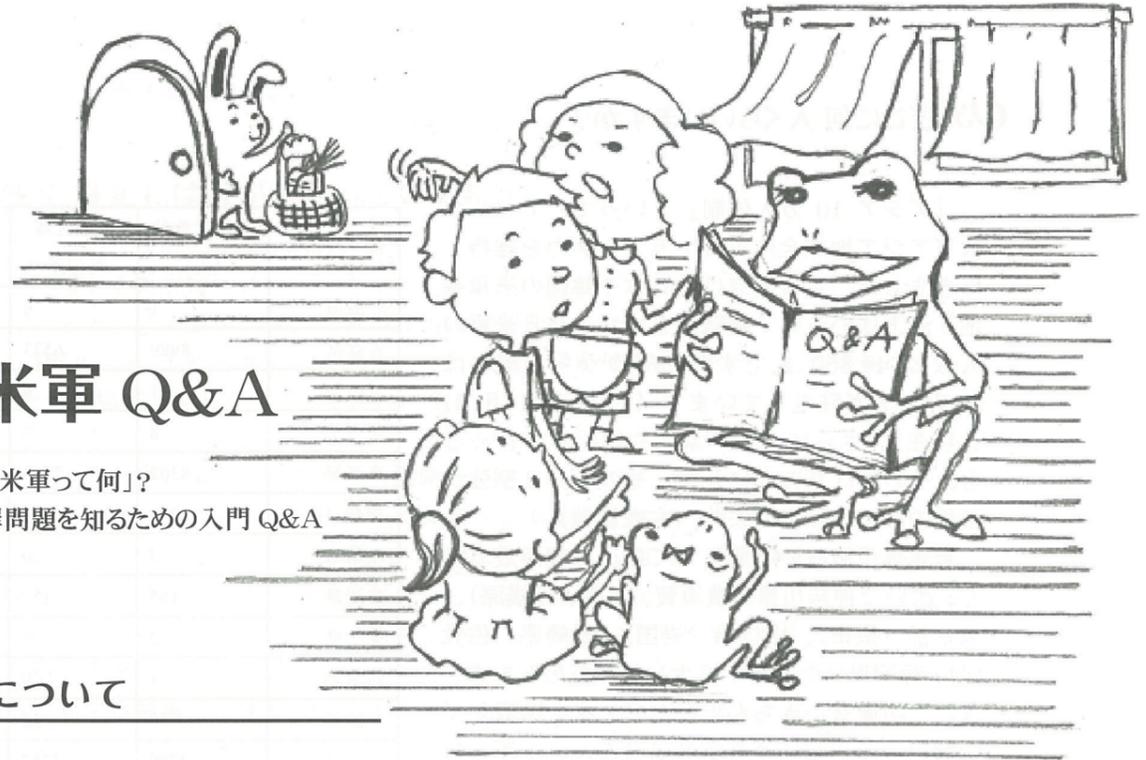
Q1 なぜ米軍が日本にいるのですか？ その歴史を教えてください。

日本にいる米軍を「在日米軍」といいます。第二次世界大戦のあと、戦後処理のために駐留したのがそのはじまりです。その後、日本はアメリカと日米安全保障条約（安保条約）を結び、米軍は「日本と極東地域の安全」を目的に駐留してきました。しかし実際は、ベトナム戦争、湾岸戦争、イラク戦争、アフガニスタン戦争などで知られているように、米軍はアメリカ自身の世界戦略のために米軍基地を使用しています。

Q2 日本には自衛隊がありますが、役割などに違いがありますか？

在日米軍の役割は安保条約で決められていて、日本の周辺地域を防衛することが主な任務とされてきました。これを「極東条項」といいます。しかし、1960年代ベトナム戦争に在日米軍が主力として出撃したように、安保条約の「極東条項」は骨抜きにされてきました。96年の日米安保共同宣言からは「極東」の範囲が「アジア太平洋全体」に広げて解釈されていて、在日米軍独自の役割はなくなりつつあるようです。実際、アフガニスタンやイラクでの戦争の際には、在日米軍は戦地へと出撃し、日本の基地では戦闘を想定した軍事演習や飛行訓練が行われました。

一方で、自衛隊は「専守防衛」を掲げ、これまでアメリカが戦争をしているときも直接参加することはありませんでした。しかし近年、米軍と自衛隊が作戦を共有したり、合同の軍事演習を増やしたりする動きが起こってきました。さらに今、在日米軍基地の配置や構成が大きく変わろうとしています。これをメディアは「米軍再編」と報じていますが、実際は「米軍と自衛隊の一体化」と言うべきで、アメリカの戦争に日本が協力する道が作られようとしています。最近問題になっているインド洋上での自衛隊の給油活動も、その一例だと言えます。



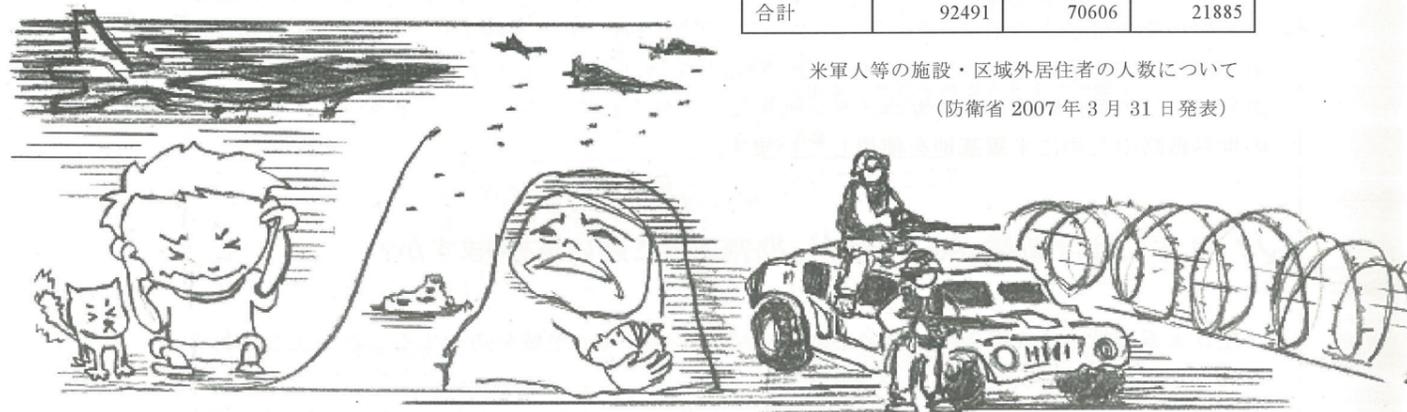
### Q3 どこに何人くらいいますか?

「アジア 10 万人体制」といって、アメリカは東アジア地域全体で 10 万人の兵力を維持してきました。主な拠点は、日本や韓国の米軍基地、海上にいる第 7 艦隊などです。在日米軍の人数は 44,850 人ですが、そのうち沖縄には 22,772 人が駐屯しています（2008 年 1 月 31 日現在）。さらに米兵の家族や関係者を含めると、その数は 9 万人に及び、そのうち 2 割強が基地の外に住んでいます（右表参照）。

米軍専用施設の場所としては、沖縄が最も多く、次いで神奈川県（横須賀、座間、相模原）、東京都（横田）、山口県（岩国）、長崎県（佐世保）、静岡県（キャンプ富士）などがあります。また、防衛省がきちんとしたデータを公表していないので正確にはわかりませんが、米軍は自衛隊の施設を使って共同訓練をしていますので、実際に米軍が利用できる施設や区域は全国に点在しています。

都道府県名	居住者数計 (人)	施設区域 内(人)	施設区域 外(人)
北海道	1	0	1
青森県	8989	6533	2456
宮城県	1	0	1
埼玉県	8	0	8
東京都	8302	7503	799
神奈川県	22289	16617	5672
岐阜県	3	0	3
静岡県	165	157	8
愛知県	2	0	2
兵庫県	1	0	1
広島県	55	22	33
山口県	2790	2217	573
長崎県	4481	2473	2008
熊本県	1	0	1
沖縄県	45403	35084	10319
合計	92491	70606	21885

米軍人等の施設・区域外居住者の人数について  
(防衛省 2007 年 3 月 31 日発表)



### Q4 これだけ大規模な軍隊がいると、いろんな問題が起こっているのではないですか?

在日米軍が存在することによって、全国で様々な事件や事故が起こってきました（詳しくは p20 の Q1 参照）。また、基地を抱える地域では、基地の使用にともなう爆音被害や環境破壊の問題、基地依存型の経済の問題（経済は自立化傾向にあるという研究もあります）なども深刻です。

一方で、在日米軍や自衛隊の存在は、交戦権を否定し武力の放棄をうたった憲法 9 条にあきらかに違反しています。しかしその問題は政治のなかであまり問われないまま放置されてきました。1950 年代の砂川事件や 70 年代の長沼ナイキ基地訴訟では、地方裁判所が日米安保条約と自衛隊の存在を違憲であると判断したのですが、上級裁判所は憲法判断そのものを避けた事実があります（日米安保や自衛隊を合憲とする判決は一度もありません）。また、米軍基地問題をめぐっては、過去に日米間で密約があった事実があり、憲法違反の実態が明らかにされつつあります。最近では、自衛隊と米軍が一体となる「集团的自衛権」の議論が与野党の一部か

ら主張されるなど、憲法 9 条の理念を無視した動きが起こっています。

### Q5 日米地位協定には何が書かれていますか?

事件や事故が起こるたびに、日米地位協定という言葉が取りざたされるのを聞いたことがある人もいるでしょう。地位協定とは、米軍が日本に駐留をするさいの法的地位が書かれた条約のことです。1952 年に日米安保条約が締結したときに、日米行政協定というものが結ばれ、1960 年に日米地位協定 (SOFA) として正式に条約化したのがはじまりです。

たとえば現行の地位協定では、在日米軍が使う施設や地域、施設内での米軍の権利を定めたり、米軍側に公務中の裁判権があったり、入国時のパスポートやビザが免除されたりしています。他にも、日本が基地の維持費用を負担する義務（日本は地位協定の規定にないものまで費用を負担しており、それを「思いやり予算」と言います）や、基地内の環境破壊や航空機騒音などを規制できないこと、訓練中に事故を起こしても報告義務がないこと、完全武装した米軍が民間地域を移動する自由など、様々な「特権」が与えられています。米軍犯罪の問題について言えば、身柄が米軍にある場合は起訴するまで容疑者を拘束できなかったり、公務外の米兵の事件・事故に対する補償は米軍が決められたりする問題が起こっています。

また、地位協定をきちんと運用するために、日米合同委員会という会議が設けられているのですが、内容が原則として公表されないため、どんなことが決められたのか市民には隠されたままの状態にあります。隠された内容について、このパンフレットの解説編「日米地位協定を読み解く」では「密約」と呼んで問題提起をしていますので、ぜひ読んでみてください。



### 米兵の犯罪について

#### Q1 どんな犯罪や事故が多いのですか?

最も多いのは交通事故です。次いで窃盗が多く、その他、強盗、強かん、殺人、麻薬などがあります。在日米軍が多くいる沖縄県を例に挙げると、刑法上の交通事故（業務過失・自動車運転過失致死など）は 2007 年の 1 年間に 181 件、窃盗犯 25 件、凶悪犯 6 件、粗暴犯 3 件、知能犯 3 件、その他 9 件となっています。

一般的に事故と犯罪とでは法律上大きな違いがありますが、米軍の場合は責任と処罰があいまいにされ、被害者の人権が軽んじられる状態が続いています。また、被害者が訴えない場合には件数に数えられないので、実際はこの数字以上に起こっていると考えられます。また、米兵が被害者の権利を無視する背景には、海外の基地を自分たちが奪い取った「占領地」としかとらえない歪んだ歴史観や、兵隊たち自身が訓練や実際の戦闘によって人権を侵害される軍隊内部の構造的な問題をあげることができます。

一方で、戦争中に米兵の犯罪率が高くなるという指摘もあります。戦争によってたくさんの兵隊が極度のストレスや PTSD（精神的外傷）を負っていて、そのことが犯罪や事故の原因になっている場合もあるようです。「米兵=悪い」と単純に考えず、重い負担を背負わされた米兵が犯罪に及んでしまっている現実を考える必要があるでしょう。

## Q2 事件や事故を起こした米兵がアメリカ本国に逃げ帰るケースが多いと聞きました。

はい。現実には米兵の国外への「逃げ帰り」がたくさん起こっています。たとえば、米兵が基地内に逃げ込むと、日本の警察による取り調べや逮捕が困難になったり、身柄を拘束中であっても要請があれば、米軍に引き渡してしまうといった問題があったりします。さらに転勤や戦場への出撃命令があれば、そのまま出国できてしまうのです。そのため、事件が未解決なのに本人と連絡が取れなくなってしまうことが起こっています。

しかし、米軍犯罪に対する市民の関心が高まってきている韓国のように、一つひとつの事件をきちんと社会問題化できれば、犯人を勝手に帰してしまうようなことはなくなります。市民が声を挙げることで、米軍は自分たちの行動がチェックされているという意識を持つようになり、このような無責任なことはできなくなるでしょう。

## Q3 米兵の家族が起こした事件の場合はどうなりますか？

家族が事件・事故を起こした場合、日本の警察は通常のケースと変わらず、身柄を拘束したり、裁判を起こしたりできます。損害賠償についても本人相手に示談や民事訴訟を行なえます。

地位協定では、米兵の家族を、配偶者と21歳未満の子どもまでと定義していて、扶養対象になっている場合に限って、両親や21歳以上の子どもも含まれます。家族であれば、日本への入国の際にパスポートやビザの手続きが要らず、米軍発行の運転免許証さえあれば公道で運転が認められるなど、米兵と同様の特権が与えられます。しかし家族は米軍に所属していないものとみなされるので、政府の見舞金や賠償金の対象からはずされることになっています。そのため被害者は加害者本人を相手取って直接請求するしかないのですが、支払能力がない場合が多く、手続きが困難になっています。

また、2008年4月に沖縄で起こった米兵の家族の少年2人らによる万引き事件のように、先に現場に到着した米憲兵が沖縄県警の事情聴取要請に応じず、加害少年を基地内へ連れ帰ってしまった事態もあり、捜査がなかなか進まない現状があります。

## Q4 日本以外で米軍基地を抱える国々ではどのように対処しているのですか？

世界中に派兵されている米軍は、国ごとに協定を結んで駐留の権利を保障してもらっていて、日米地位協定はその一つです。協定の内容は国によって差があり、ヨーロッパでは米軍に対して環境条項など厳しい規制や罰則を設けていますが、日本や韓国、その他の地域では米軍にさまざまな優遇措置が認められていて、被害を受けた市民が不利な立場に立たされる原因になっています。また、各国とも米兵を裁く権利が協定で制限されていて、十分な裁判権の確保が課題になっています（日米地位協定では、公務中の犯罪は米側に第一次裁判権があります）。米軍犯罪を減らすためには日米地位協定を厳しくし、きちんと運用を行うことが求められます。

## Q5 この問題を改善させるためには、根本的に仕組みを変える必要がある気がします。

大事なことは、米軍犯罪の被害者の声がきちんと聞き届けられる社会にすることです。日米安保条約や日米地位協定によって被害者の権利が制限され、声を挙げにくい状況が現在も続いています。根本的には、安保条約や日米地位協定を改正しなければいけないのは言うまでもない

でしょう。しかし一方では、増え続ける被害者の苦しみを少しでも和らげ、事件や事故を解決していくのにも必要です。私たちセンターの考えは、目前で起こっている事件や事故を解決し、「泣き寝入り」をなくしていくことにあります。被害者の苦しみと向き合いながら、将来的には安保条約や日米地位協定を改正する社会的な合意を作り上げたいと思っています。

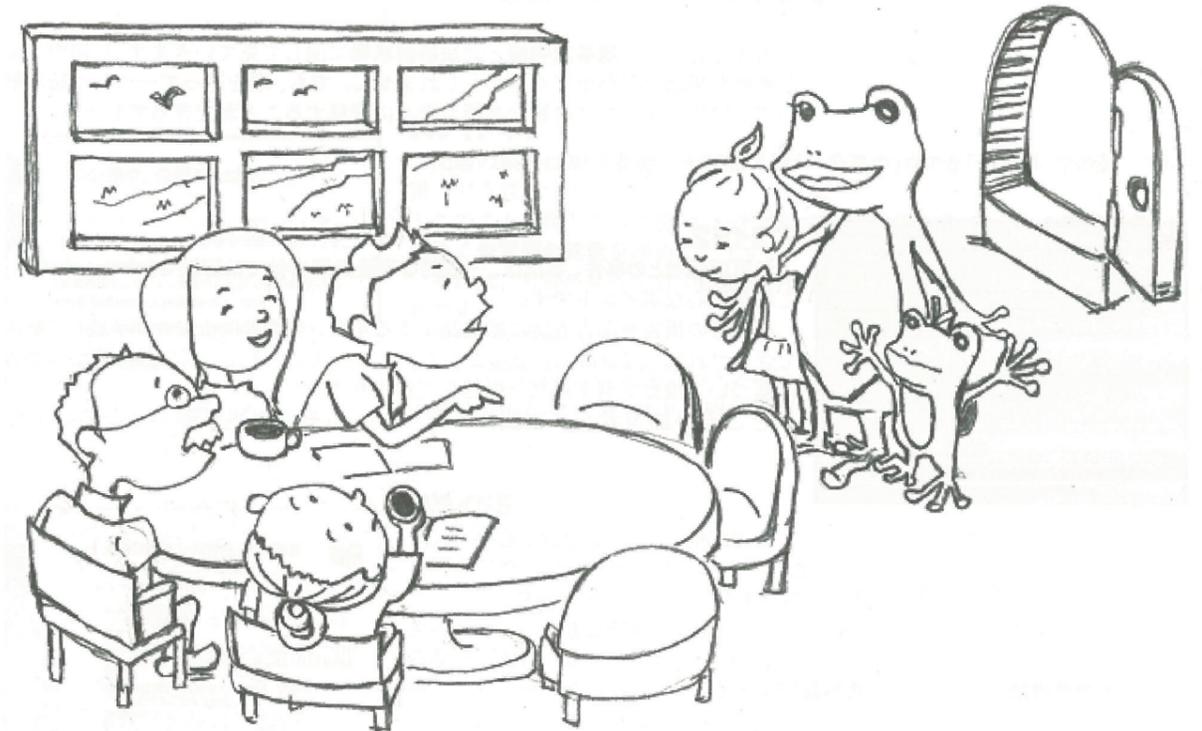
## 被害を受けたら

### Q1 米兵から犯罪被害を受けました。何をすればいい？

まず警察に届け出てください。それとあわせて、マスコミなど社会全体に訴えることが大切です。というのも米軍犯罪は社会的な関心事にならないければウヤムヤにされてしまいかねないからです。また、このパンフレットでも説明しているように、在日米軍には地位協定で一般市民にはない特権が授けられています。そのため、被害者がきちんと補償を受けるには専門的な対応が必要となりますし、場合によっては公にできない／したくない問題もあると思いますので、弁護士に必ず相談してください。

### Q2 米軍犯罪被害者救援センターはどんな活動をしていますか？

米軍犯罪のない社会を目指して、米軍による犯罪・事故の被害者へのサポート体制の整備、情報の収集と発信などを行っています。具体的には、被害者から相談を受けたときに弁護士を紹介したり、ニュースレターの発行や学習活動を行ったりしています。詳しくはp30に掲載しています。みなさんもセンターの活動にぜひご協力ください。



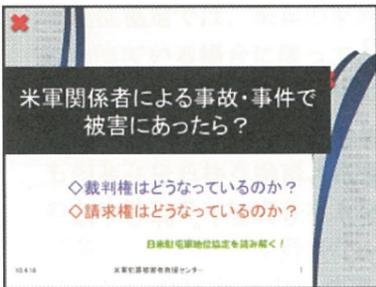
# 日米地位協定を読み解く

## 裁判権と請求権はどうなっているのか？

「米軍関係者による事故・事件で被害にあったら？」を想定して、「裁判権」と「請求権」に関する日米地位協定の内容を解説するためのプレゼンテーション用資料です。

スライド画面は全部で26枚あり、右側に並列して説明を載せてあります。本来はパソコン上で動かしながら活用するものですが、ここでは紙面を利用して掲載することにしました。画面が小さく読みにくい箇所もありますが、その場合はパソコンでこのファイルを動かしながら、マニュアルを読んでください。

このファイルの記述内容には、各種の報道資料などを引用している部分があります。転載、転用をご遠慮下さい。また、ファイルそのものの複製も禁止します。その他、このファイルに関するお問い合わせは「米軍被害者救援センター」までお願いします。

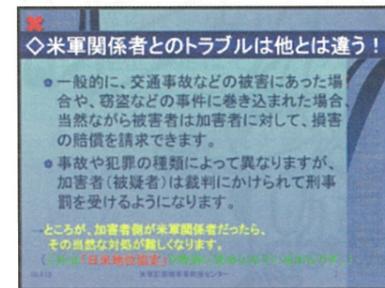


### スライド1

米軍関係者との事故や事件に巻き込まれたら、その後の処理はどうなるのか。日頃は特に気にしない人が多いですが、知らないでいると、とんでもない事態に陥る可能性があります。なぜなら、日本に駐屯している米軍関係者は「日米地位協定」によって特別な立場に置かれており、よって、事故や事件での加害責任などで常識的には考え難い内容が伴うからです。

ここでは、米軍関係者との事件や事故を想定し、「日米地位協定」(第17条、18条)が米軍関係者をどのように規定しているのかを説明していきます。また、「日米地位協定」にまつわる諸事情についても解説していきながら、その問題点も明らかにしようと思います。

大きく分けて①刑事裁判権と②民事請求権に関して見ていきますが、途中で少し難解な用語などが出てくるかもしれません。でも、順を追って一つ一つ読み解いていけば、どんなに複雑な事柄も徐々に理解することができるでしょう。



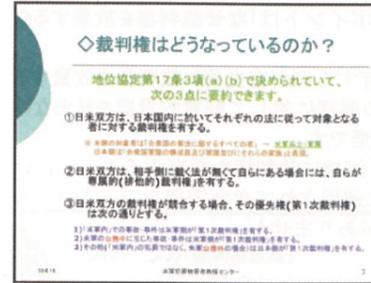
### スライド2

米軍関係者との事件、事故は、一般的な事後処理方法では解決できない。まず、これが肝心のポイントです。

被害者の損害を加害者側に賠償請求する場合、当事者同士での「示談」で解決できなければ「民事訴訟」を起こすことになります。また、刑事罰は警察の捜査に基づいて検察が刑事裁判を提起して始まります。

ところが加害者が米軍関係者だったら、その対処が難しくなるのです。

## 裁判権(刑事裁判権)はどうなっているのか？



### スライド3

まず、**刑事裁判権**に関して見ていきます。日本社会で発生した事件や事故ですから、刑事責任などは日本の法律に則って裁判所が判断する。これが一般的なあり方ですが、米軍関係者に対しては特別な取り決めがあります。

このスライド3にあるように、まず、事件・事故を起こした被疑者(米軍関係者)に対しては二つの法律が適用されるということです。一つは当然ながら日本の該当する法律(**刑事訴訟法**)、もう一つは米軍の軍法(**統一軍事裁判法**)です。これが①で示していることです。

次に、この二つの法律はそれぞれ内容が異なるのですから、一方では罪に問えても、もう一方では罪を定めていないというケースが考えられます。対象者が「軍人」ですから、それ特有の「罪」があることは容易に想像できます。その場合、罪を裁くことができる法律を有している側が「**専属的(排他的)裁判権**」を行使できると②で示しています。

「専属的(排他的)裁判権」とは、相手側から一切の干渉を受けない裁判権という意味です。

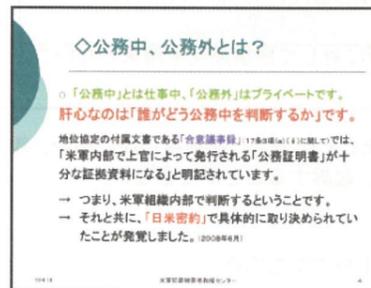
③で言っていることが最も重要な事柄であり、いわば「**裁判権の競合**」です。日米双方の法律で裁く対象となるケースで、**どちら側が優先権(第1次裁判権)を持つことができるのか**、本来ならばこの事がそれほど重要性を持つてはいけな、つまり「常にどんな裁判も絶対的に公平に行わなければならない」と言えるかもしれませんが、実際にはそうではありません。「米軍」という特殊な立場は、日本社会で暮らす我々には理解しがたいほどの「特権」を米国社会から付与されているからです。

です。で、どちら側が第1次裁判権を有するのかという問題は、現実的には非常に重要にならざるを得ないのです。

第1次裁判権がどちら側にあるかの分類は3つで、以下のように明確にされています。

- 1) **米軍内部での事件・事故の場合は米軍側**にある。
- 2) 被害者が米軍関係者でなく、加害者の米軍関係者が**公務中、つまり仕事中の事件・事故の場合は米軍側**にある。
- 3) 被害者が米軍関係者でなく、加害者の米軍関係者が**公務外、つまりプライベートな時間内での事件・事故の場合は日本側**にある。

以上となります。



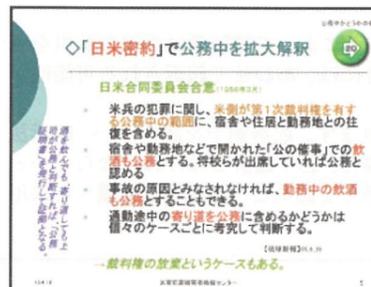
### スライド4

問題の核心は加害者側の米軍関係者が「**公務中**」なのか「**公務外**」なのか、これを誰がどう判断するようになっているかです。

このことに関して日本側は、日米地位協定の付属文書である「**合意議事録**」で、大きく**米軍側の裁量**を認めています。

それは、米軍が発行する「**公務証明書**」が十分な証拠資料だと認定しているからです。

また、表向きは公式文書だけでなく、ここで指摘しているように「裏取引」として「**日米密約**」まで確認していたという事実が暴露されることで、いっそう日本側は米軍側に多大な便宜を図る義務があるという構図が浮かび上がってきました。



### スライド5

スライド3で見たように、米軍関係者のプライベートな時間内での事件・事故は日本側が第1次裁判権を持つはずでした。

しかし、スライド5で見取れるように、日米間の公式会議である日米合同委員会に於いて、「通勤時間帯」はもとより、飲酒に関してまでも「**公務中**」と認めるなど、甚だしい拡大解釈で優遇措置をとっています。

第1次裁判権をめぐっては、もう一つの「**抜け道**」とも言える「**裁判権の放棄**」という方法も準備されています。

◇(第1次)裁判権の放棄とは？

地位協定第17条3項(c)で決められています。要約すると、以下の2点です。

①第1次裁判権を有する国は、裁判権を行使しないと決定すると、その旨を速やかに地方の国に通告しなければならない。

②第1次裁判権を有する国は、相手側がその第1次裁判権の放棄を重要だと考えて要請してきたときは、好意的考慮を払わなければならない。

→ 日本側が米国側に裁判権の放棄を要請するケースは、過去にもほとんど例が無く、逆に、米国側は多くの場合に要請します。

→ **ここにも「日米密約」が存在していた。**

◇裁判権の放棄と「日米密約」

日米密約(裁判権放棄) [地球新聞]2008.5.18

○ 1953年に「重要な案件以外、日本側は裁判権を放棄する」との密約に合意し、その後5年間に起きた事件の97%の第1次裁判権を放棄していた。

○ 日本側の裁判が実施されても、米国側は「刑罰が軽くなっている」と受け取っていることも判明。

→ 日本側は「密約内容」を全国に徹底させた。

◇法務省の通達

法務省刑事局長が全国の地検検事正に出した通達 [地球新聞]2011.10.7

① 米兵の事件処理では、軍隊の地位や国際先例にかんがみ、特に慎重な考慮が必要。

② 実質的に重要と認められる事件のみ裁判権を行使する。

③ 裁判権を行使しない場合、裁判権不行使とするのではなく、起訴猶予などとする。

④ 米兵が公務中だったと証明する米軍側書類は「公務中」との記載だけで十分。

⑤ 将校の行動はいかなる場合も公務中。

スライド6

裁判権の放棄という問題を考えるとき、ポイントは「なぜ裁判権を放棄するのか」という理由を見極めることと言えます。

スライド6にあるように、第1次裁判権を有する側が自主的に裁判権を放棄するケースが①で、それに対して②は、相手側の要請に対して好意的考慮を払わなければならないという名分下での第1次裁判権放棄です。

上記のように、いずれの場合も、やはり「何故に裁判権を放棄するのか」ということが核心であり、実際に米軍側に有利に運用されてきた実態をみると、米軍に対する過度な優遇措置としか言いようがありません。

スライド7

また、ここでも「日米密約」が発覚することで、更に日本側の基本的な姿勢が露わになりました。

「密約」が結ばれて以降、実に**97%の第1次裁判権が放棄されていた**。この事実実は日本側がこの「密約」に対してどれほど忠実であったかの証左です。また、近年の具体的な裏付けとなる数値はスライド25にあります。

また、日本政府はこの「密約」内容を全国の関係機関に徹底させていたという事実も判明しています。

スライド8

法務省の通達という形式で全国の関係機関に徹底させたものですが、①～⑤まであきれ返るほどの内容になっています。中でも、「軍隊の地位や国際先例」という観点は、米軍という存在の根本的な性格を現しているとも考えられます。

また、「実質的に重要」、「裁判権不行使ではなく起訴猶予」、「将校の行動はいかなる場合も公務中」という解釈は、日本側の卑屈ともいえる姿勢を示しています。

「裁判権の不行使」、「起訴猶予」、あるいは「不起訴」という用語が出てくるので、以下に少し説明しておきます。

まず、「裁判権の不行使」ですが、これは単純に裁判権を行使しないで放棄することを意味します。

次に、「起訴猶予」ですが、これは「不起訴」の一種です。そもそも起訴とは、検察官が裁判所に対して刑事裁判を請求すること(公訴を提起すること)を意味しますが、この中で略式の裁判を請求する「略式起訴」以外は「正式起訴」で「公判請求」ともいいます。

最後に、「不起訴」とは、検察官が裁判所に対して刑事裁判を請求しないことで、以下の二つに分けられます。

- 【1】訴訟条件が欠如する場合、被疑者が死亡した場合、裁判権がない場合、親告罪において告訴がない場合などは、起訴することができない。
- 【2】訴訟条件が存在する場合
  - ①被疑事実が罪とならない場合
  - ②犯罪の嫌疑が認められないか、不十分である場合
  - ③刑の免除の事由がある場合
  - ④上記の①②③のいずれにも該当しないが、起訴の必要なしとする検察官の判断によって不起訴とする場合→この④が「起訴猶予」です。

起訴猶予は一応終局処分であって、起訴猶予によって被疑者は訴追の負担を免れます。ただし、後日別事件を起こした場合には、あわせて起訴される可能性が残されています。

起訴猶予については、各国の法制が異なります。起訴猶予を認めない「起訴法定主義」(訴訟条件及び犯罪の嫌疑がある場合、必ず起訴しなければならないという法制)もありますが、我が国は、起訴猶予を認める「起訴便宜主義」を採用しています(刑事訴訟法第248条)。

◇もう一つの「裁判権放棄」

「日本が裁判権行使を、罪に応じて10日以内か20日以内に米国に通知しない場合、日本は裁判権を行使できない」(地位協定第17条に関する日米合同委員会合意)

第11 犯罪の通知及び起訴の通告等に関する事項 (1953年10月、1961年一部改正)

→ 日本側に第1次裁判権があっても、裁判を開始するための準備(証拠集めなど)に時間がかかるため、「裁判権を行使しない」という意思表示と同様に、裁判権が米国側に移行する。

→ 米軍側からも、10日以内に第1次裁判権を行使すると日本側に通告が無ければ、裁判権は日本側に移行する。

制度的には平等だが、実際の運用に関してはアンバランスが基盤らしい

◇米国側の基本的な姿勢

在日米軍法務官事務所副所長 兼 米軍法務官 兼 米軍法務官事務所長 ジョージ・ラング博士 ジョージ・ラング博士

米軍法務官事務所「日本での外国軍隊の地位協定に関する協定」(1953年10月、1961年一部改正)

「特別な重要性がない限り、日本が裁判権を放棄することには非合意に合意し、日本はこの合意を密約に実行している。」と日米密約に添えて記述。

米国の政策目標  
「裁判権の最大化と外国側による公判前拘留の最小限化」

日本で行う裁判権の最大化の措置として  
(1)不起訴 (2)米側に「起訴」する公判前の起訴後  
(3)起訴の通告を通知する公判前の起訴  
(4)起訴された事件の(裁判)放棄 [地球新聞]2011.10.22

◇犯罪被疑者の勾留と捜査

地位協定第17条5項(a)(b)(c)で決められています。

(a) 日米双方は、裁判権を行使すべき側の当時に、犯罪被疑者の身柄引き出しで相互に同意しなければならない。

(b) 日本側が被疑者を逮捕すれば、米軍側に速やかに通告しなければならない。

(c) 犯罪被疑者の身柄が米軍側にある場合、日本側に第1次裁判権があっても起訴までは米軍側が身柄を確保することができる。

しかし、第17条5項に関する「合意議事録」では  
日本側が逮捕して身柄を確保して第1次裁判権があっても、米軍側に通告して検束する必要があると合意がなければ米軍側に拘禁を受ける。→ただし、取り調べを必要とする場合は日本側である。

米軍側が逮捕すれば、第1次裁判権が日本側にあるときは日本側に通告するが、米軍側に第1次裁判権があるときは通告する必要はない。

検察官や検事などの重大犯罪のみ起訴前の起訴請求(日米合同委員会)

刑事訴訟法第248条

犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。  
(Yahoo 知恵袋 回答日時: 2009/4/26)

スライド9

スライド6で見た日米地位協定上の「裁判権放棄」に加えて、もう一つ、日米合同委員会合意という形で「裁判権の放棄」が確認されています。スライド9で示されている「裁判権の放棄」は、言葉を換えれば「時間切れによる裁判権の自動的な移行」と言えます。

ただし、注目しなければならないことは、「制度的な平等性」とは裏腹の「実際の偏重した運用」ということです。

スライド10

スライド10の内容は、これまで見てきた日米地位協定と「日米密約」に関する米国側の評価だといえます。

一言で、米国側は日本側の対応に対して高く評価していると判断できます。また、「裁判権の最大化と外国側による公判前拘留の最小限化」など、米国側の基本的な姿勢を明確に示しています。

スライド11

裁判を進行するにあたり、「被疑者の勾留と捜査」は決定的とも言える重要な要素です。そして、それもスライド11で見取れるように、米軍側が圧倒的に有利な条件下にあります。

(a) では一応「相互援助」が謳われていますが、(b) で日本側の逮捕に伴う「米軍側への速やかな通告」を明示しつつ、続く(c) では、日本側に第1次裁判権がある場合でも米軍側の「拘禁の特権」を認定しています。この部分に対する改善措置が1995年の「沖縄少女暴行事件」後に日米合同委員会で取り決められましたが、その内容は以下のように、あくまで凶悪犯罪の一部に対してだけ「好意的な考慮を払う」、「特別の見解を十分に考慮する」というものに止まっています。

「刑事裁判手続に係る日米合同委員会合意(平成7年10月)」

「合衆国は、殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合に日本国が行うことがある被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的な考慮を払う。合衆国は、日本国が考慮されるべきと信ずるその他の特定の場合について同国が合同委員会において提示することがある特別の見解を十分に考慮する。」

実際に運用されているほとんどケースは、「合意議事録」に明記されています。つまり、日本側が逮捕して第1次裁判権があっても、基本的には米軍側に身柄を引き渡すようになっており、日本側が取り調べる際にだけ米軍側から身柄を一時的に譲り受けるとなっているのです。

これでは、日本側の主権が及んでいないと批判されても当然です。そして、このことが裁判に深く影響することが簡単に予想できます。

## 請求権(民事請求権)はどうなっているのか？

### ◇犯罪・事故による被害と補償

- 米軍関係者の犯罪や事故による被害・損害を負った場合、「加害者に対する請求権」が発生します。
- ここでも問題となるのが、「公務中か否か」ということで、それによって対処が異なります。
- 法的には、日米地位協定第18条、民事特別法、省令(平成19年8月20日防衛省令第9号)で定められています。

裁判例と同じく、犯罪や事故が米軍関係者の公務中に発生したか否かが最も重要になる。

### ◇「公務中」の場合は日本政府が処理

- 地位協定第18条5項  
公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作若しくは不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権(契約による請求権及び6又は7の規定の適用を受ける請求権を除く。)は、日本国が次の規定に従って処理する。

請求権は日本政府に対して発生する！

### ◇日本政府による処理の規定

- 日米地位協定第18条5項を要約すると
- 法的処理は米軍を自衛隊に見立てて行う。
  - いかなるケースも、合意(示談)や裁判の決定額を日本政府が日本円で支払う。
  - この合意や裁判の決定は最終的な拘束力を有する。
  - 日本政府は各請求の明細と日米双方の分担率を米側に通知し、二ヶ月以内に米側から回答がなかった場合は受諾されたものとみなす。

次の(a)の(1)、(2)で具体的に規定！

### ◇日米双方の分担とは？

- 日米地位協定第18条5項(e)  
裁定、合意、裁判での決定額に対して以下のよう分担率を定めている。
- 米側だけに責任がある場合  
米側が75% 日本側が25%
  - 日米双方に責任がある場合  
米側が50% 日本側が50%

日本側に責任がなくて50%を負担！

### ◇米側は分担額を支払っていない！

- 日米地位協定第18条5項(e)  
(iii) 日米の負担率が受諾された場合、日本政府が6ヶ月の期間内に支払った額の明細書は、支払い請求書とともに6ヶ月ごとに米側に送付する。その支払いはできる限りすみやかに日本円で行われなければならない。

裁判、示談、交渉などの「被害者側」で、米側は分担額を支払っていない。

日本側は米軍側に請求しているかも知れない？

日本側は米軍側に請求しているかも知れない？

## スライド12

次に、民事請求権について見ていきます。  
事件、事故による被害者が加害者に対して損害などの賠償を請求するのは当然の権利ですが、加害者側が米軍関係者の場合は特殊な手続きが必要となります。キーワードは刑事裁判権のところでも登場した「公務中か公務外か」ということです。  
つまり、加害者の米軍が公務中であつたかプライベートな時間での事件、事故であつたかによって、被害者に補償する内容が変わるとともに、その主体も変わるからです。

## スライド13

ちょっと一般市民には納得しがたいですが、加害者が米軍関係者の事件や事故において、その米軍関係者が**公務中の場合は**、被害者に対する補償はまず**日本政府が全面的に担う**ことになっています。つまり、税金で賄うことになっているのです。

## スライド14

日本政府による補償処理は、事件、事故を起こした米軍関係者を**自衛隊員に見立てて計算**します。  
次に、その事件、事故に関する**日米双方の過失責任割合を確定**し、それにしたがって米軍側に分担内容を要求することになっています。

## スライド15

日米双方の過失分担割合が「裁定、合意、裁判」の結果に応じて確定すると、**スライド15**のような日米双方の分担率が適応されることになっています。  
ここでまず注目したいのは、**日本側にまったく過失責任が無くても日本側が25%を負担するようになっている点**です。  
これは、時折指摘しているように「米軍」という特殊で独特な存在の性格を現していると考えられます。

## スライド16

過失割合に応じた日米双方の分担率そのものに対する疑問が大きいところ、実際には米軍側がその負担を全うしていないという事実が驚いてしまいます。  
日本各地に点在する米軍基地は騒音などで地域住民から訴訟の対象となり、住民の勝訴となっているケースが少なくありません。しかし、**米軍側は日本政府が住民に支払っている賠償金の分担を日本政府に支払ってはならず、また、日本政府も米軍側にしっかりと要求さえしていないという事実**が、日本政府に対する国会質問での答弁で明らかになっています。  
これでは、日米地位協定というシステムとしての不平等性に加えた不平等がまかり通っていると云わざるをえません。

## スライド17

とにかく、「**仕事(公務)中の米軍は保護される**」の一言に尽きます。  
これは、「**日本の防衛のため米軍が駐屯してくれている**」という基本的な考えが背景にあると考えられます。  
しかし、このことは他方で、「**本当に日本を防衛するために米軍が駐屯していると言えるか**」という疑問を生じさせます。  
更に、「日本の防衛のために駐屯しているとはいえ、**過剰な措置ではないか**」という疑問も同時に起こってきます。  
これらの疑問は、「米軍」に対する根本的な問題提起でもあると言えるでしょう。

## スライド18

米軍関係者による「**公務外**」の事件、事故の場合、基本的には**当事者間の問題**となります。ですので、基本的には当事者どうしでの話し合いによる「**示談**」で解決になるのですが、ほとんどの場合は**十分な補償能力が米兵側に備わっていない**ので、**民事裁判に訴えざるをえないのが実情**です。  
一方で、**米国側からの「慰謝料」を請求する方法**があるにはあります。ただ、この「慰謝料」は日本社会の常識では考えられないほどの低額で、通常はとうてい納得できるものではありません。  
この「慰謝料」を請求するには日本政府当局を通して行います。具体的には次の**スライド19**で示しています。  
ここで問題となるのは、日本政府当局を通して米軍当局から「慰謝料」を受領する際に「**示談書**」にサインするのですが、これが加害者に対する**免責を保証**するのかがどうかです。  
日米地位協定を基に想定する場合、この「慰謝料」を受け取りながら民事訴訟を並行して進めることは可能なはずですが、実際の運用ではケースバイケースであやふやな点があると指摘せざるをえません。ですので、**この処理に関しては慎重の上にも慎重に対応**することが大事です。

## スライド19

「**公務中**」と「**公務外**」に分けた**損害賠償請求の流れ**です。  
公務中の場合は良かれ悪しかれ日本政府当局が相手になりますが、公務外の場合は加害者の米軍関係者や米軍当局が相手になるので**困難が付きま**といます。また、訴訟という方法は時間や労力、更に精神的なストレスなどが重なってきますので、**弁護士や支援者などと十分な体制をとって取り組むことが重要**です。  
スライド18のところで言及しましたが、公務外の場合で米軍当局から支払われる「**慰謝料**」があまりに低額なので、日米当局の「**沖縄に関する特別行動委員会(SACO)**」での協議を経て、**民事訴訟での判決額と「慰謝料」との差額を日本政府が支払うという措置**が設置されました。被害者にとっては小さくない一助となります。

## スライド20

**スライド19**でみたように、事故、事件を起こした米軍関係者が「**公務中であつたのか公務外であつたのか**」によって、事後処理で対峙する相手が変わります。つまり、「**公務中**」であつたら相手は日本政府であり、「**公務外**」であつたら基本的には事故、事件の当事者になるわけです。  
しかし、残念なことに、いずれの場合もすんなりと被害者の要求が通るとは言えないのが実情です。  
ともあれ、やはりポイントは「**公務中か否か**」であり、**スライド20**で示しているように、この問題で**対立が生じたときは「仲裁人」が最終的な判断**をするようになっています。  
一方で、いままで見てきたように、米軍側は勿論、日本政府も過剰とも言えるほど米軍に対する便宜を図る構造になっているので、被害者が望む解決に向けてはしっかりと**対処が必要**です。

◇「**公務中**」の米軍は**免責特権**！

日米地位協定第18条5項(f)  
○合衆国軍隊の構成員又は被用者(日本国籍保持者を除く)は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた**判決の執行手続に服さない**。

公務中の米軍犯罪や事故に対して日本の法律は無力になる。米軍は統一軍事裁判法による「軍事法廷」で裁かれることになる。

◇「**公務でない(公務外)**」の場合

日米地位協定第18条6項の要約

- 日本側の当局が請求を審査、補償金の査定、及び報告書を作成する。
- 日本側から報告書を送付された米側当局は、遅滞なく慰謝料の支払いを申し出るかどうか決定し、支払額を決める。
- 慰謝料に対して請求人が要求を「**完全に満たす**」と受諾した場合、**米側が支払って日本側に通知する**。
- 「**完全に満たす**」と判断しない限り**裁量も可能**。

慰謝料とは、精神的苦痛に対する損害賠償



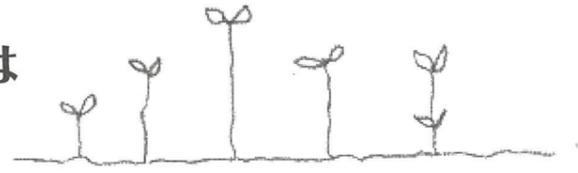
◇問題はやはり「**公務中か否か**」の判断

日米地位協定第18条8項の要約

「**公務中か否か**」の判断で紛争が生じたときは、一人の**仲裁人(※)**に判断を付託し、その裁定を最終的な判断とする。

(※) 日米両政府間の合意によって、判決額の上限の地位に関し、又は傷たことのある日本国民の身分を定める。(日米地位協定第18条8項)

最大の問題は「**公務中か否か**」の判断と、**裁量も可能な慰謝料による賠償への不満**



## 【米軍犯罪被害者救援センター】とは

### ● 設立趣旨

1996年4月に「米軍人・軍属による事件被害者の会」が結成されて以降、日本社会では初めて米軍犯罪による被害者・遺族への民間の救援活動が組織的に行われるようになりました。

具体的には、「事件・事故の被害者・遺族への適正補償を求める裁判闘争」での勝訴をはじめ、「被害者・遺族に対する心のサポート作業」、また、米軍犯罪を野放しにしないための、「米軍構成員及び家族の任意保険加入」や「軍用車輛のナンバープレート装着」などを実現させてきました。

一方で、「被害者・遺族救済のための国内法整備」の必要性が浮上することで、「民事特別法改定案」「被害者補償法大綱案」の検討から「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等による損害賠償法案」の制定運動を活動の中心に位置づけてきました。またその過程で活動の体制を、被害当事者で構成する「米軍人・軍属による事件被害者の会」と、それを支援する「米軍人・軍属による事件被害者を支える会」という形に分けて運営を行ってきました。

しかしこれらの活動を10年間続けても、なお後を絶たない米軍犯罪と改善が進まない被害の実態があります。日米安保条約と地位協定が米軍犯罪の温床となっている日本社会において、何よりも、塗炭の苦しみを一方的に強要され続けている犯罪被害者・遺族の救援と、米軍犯罪そのものの生じさせない社会の創造に向けた運動を活性化すべく「米軍人・軍属による事件被害者を支える会・関西」は、被害者救済運動の原点に立ち返り、「米軍犯罪被害者救援センター」へと体制を改編して活動を始めました。

### ● 活動内容

#### ・ 米軍による犯罪・事故の被害者救援のために体制の整備

- ➔ 日本全国に「被害者相談窓口」を設けられるよう、「基地対策室」の設置などを行政当局に対して要求することをはじめ、各地の人や組織と連携して全国的な被害者救援のネットワークの形成をめざす。
- ➔ 韓国の「駐韓米軍犯罪根絶運動本部」のように、海外で同様の問題に取り組む団体との交流をめざす。

#### ・ 米軍犯罪そのものを生じさせない社会の創造

- ➔ 米兵による犯罪の被害者の側に立って、つねに現場から問い直す平和運動をめざす。

#### ・ 米軍による犯罪・事故に関する情報の収集と、被害者救援に役立つ情報の発信

- ➔ 米兵による犯罪・事故に関わるあらゆる情報を収集、問題点を抽出して広報する。

### ● このパンフレットのさらなる充実のため、みなさまからのご意見・ご要望をお待ちしています。

E-mail: relief\_center99@yahoo.co.jp FAX: 06-7777-4925 (市民共同オフィスSORA)

### ● みなさまへの情報提供と活動を支える財政の充実を図るために、会員の募集を行っています。

(年会費：2000円)

会員になっていただいた方には年4回「被害者の会通信」を送らせていただきます。また、カンパも募集しています。ご支援よろしくお願ひします。

郵便振替口座 00910-1-193544 名義 米軍犯罪被害者救援センター

### スライド21

何度も繰り返しますが、米軍関係者による「公務外」での事件、事故の場合、基本的には当事者間の問題となります。

スライド17で見たように、「公務中」の米軍関係者には免責特権がありますが、このスライド21で示されているように「公務外」では免責特権が適用されません。

当事者間での話し合いによる解決を導きだそうとしても、米軍関係者の補償能力が十分でないケースが多いので、どうしても被害者は民事裁判に訴えるしかないというのが実情ですが、更に残念なことに、日本政府当局は被害者の正当な権利主張を擁護するよりも、「事を荒立てない」という方便で米軍側の肩を持つような対処をしてきた事実があります。

### スライド22

「賠償金」、「見舞金」、「慰謝料」などなど、補償をめぐる様々な用語が使われますが、スライド22で示している通り、米軍関係者が「公務中」に起こした事件、事故の際に日本政府が被害者に支払うのが「賠償金」、他方、スライド18と19で見た「公務外」の場合に被害者が望めば米軍当局から被害者に支払われるのが「慰謝料」、そして、それを補充するために日本政府が被害者に支払うのが「見舞金」となります。

### スライド24

スライド19の補助資料です。

### スライド25

スライド19の補助資料です。

③の内容は確定しているものではありません。特に、「免責」、「民事訴訟請求ができなくなってしまいます」、「サインをしなくても補償金は受け取れます」に関しては、日本政府当局も曖昧な対応をしています。

### スライド26

具体的な数値を見れば一目瞭然のように、米軍関係者による事件、事故では「事を荒立てない」というのが日米双方の方針だということを確認できます。

◇「公務外」の米軍は免責特権がない！

日米地位協定第18条9項の要約

(a) 米側は、民事裁判権に於いて「公務中」を除いて裁判権からの免除を請求してはならない。

被害者は裁判所に訴えることは可能だが、日本政府は被害者に「裁判を起こさないよう」説得するケースが多い。

日本政府の姿勢は 被害者の向きよりも 米軍の免責特権に偏重している。

◇「賠償金」と「見舞金」！

米軍犯罪被害者救済センター

賠償金：民事特別法(昭和二十七年法律第二十八号)第1条又は第2条の規定により国が賠償する損害賠償金をいう。

見舞金：被害者又はその遺族で、民事特別法第一条又は第二条、地位協定第十八条第六項その他の法令の規定により救済されないものに対し、国が救済を必要と認めて支給する見舞金をいう。

## 補助資料

②補償金支払いの際にサインを求められる示談書には、加害者はおろか日米両政府の免責まで記載されています。これにサインしなければ米軍側からの支払いは受けられませんが、民事訴訟を提訴するのは可能というのが防衛省の見解です。但し、裁判所が「受け取った事実」をどのように解釈するかは未知数です。

また、外務省の見解では「示談書そのものは、私(米側)と私(被害者)の関係において交わされるものであり、「示談書」文中の日本国免責については米側が勝手に取り入れたものによらず、日本国に了解を取ったものではない。よって外務省としては否定的立場にない」と、無責任な立場です。

①この訴訟は「損害賠償請求書」の提出の有無にかかわらず提起することができます。

③公務外の場合、本人を相手取った民事訴訟はどの段階でも起こすことができます。

④現在までこの運用改善の利用はわずか6件しかありませんが、被害者がこの存在を知らないことが大きな原因のひとつと考えられます。SACO合意を絵空事にさせず、十分な補償を得るために、利用しましょう。

裁判権放棄の「密約」裏づけ

2001-08年に公開された米軍関係者による被害者に対する慰謝料の支払状況に関する調査結果(2001年7月1日現在)を示す。

被害者数	慰謝料未払い	慰謝料未払い割合
300	21	7%
25	11	44%
15	12	80%
14	11	79%
7	4	57%
172	29	17%
17	10	59%
9	6	67%
4	3	75%

【しんぶん赤旗】2002年11月1日

## あしがき



「米軍犯罪被害、このように解決してください」という表題のガイドブックが、韓国で市民運動団体の「駐韓米軍犯罪根絶運動本部」によって2004年9月に発行されました。日本同様、あるいはそれ以上に米軍犯罪が頻発する韓国社会における、具体的な被害者救済の道筋を示したこのガイドブックを日本語に翻訳しながら、「日本語翻訳版」ではなく「日本社会版」を作ろうと心に決めた記憶があります。

私たち米軍犯罪被害者救援センターは、2007年3月18日に発足し今年で4年目を迎えています。この間、残念なことに米軍による事故や犯罪は絶え間なく発生しており、日本政府や関係当局の対応も被害者の人権を擁護するには不十分としかいえない状況が続いています。その結果、相変わらず被害者は「泣き寝入り」を強いられているといっても過言ではありません。

根本的には米国との軍事同盟体制を改め直し、一刻も早い不平等な日米地位協定の改正が求められるにもかかわらず、住民の安全よりも日米同盟が優先されているのが現実で、被害を補償する法律の制定や日米地位協定の改正論議も遅々として進んでいません。まさに、声高に唱えられている国家の安全が住民の生活を脅かすことになる倒錯した状態だといえるでしょう。

一方で、米軍犯罪に代表される在日米軍の諸問題を、「日米安保論議」のみで対峙する傾向が日本社会に存在します。つまり、日米地位協定の改定だけを主張するのは安保体制を容認しているとする批判です。もちろん、このような視点も重要ですが、他方では、このような考え方に執着することこそが、実際の被害者に対する救済措置を用意する努力を怠らせてきたと省みることができるのではないのでしょうか。

「一人の少女を守れない安全保障とは何か」という有名な言葉があります。「国を守る」ために「住民が犠牲になる」とするならば、はたしてそれは本当に「国を守る」ことになっているのか。さらに、「守るべき国」の実体は何なのかという疑問が当然ながら起こります。

このように、様々な角度から取り沙汰されざるをえない在日米軍の問題ですが、それらの諸問題のなかで優先順位をつけるよりも、それぞれの課題に対して具体的な解決策を提示していくことが、より重要ではないかと考えます。

私たち米軍被害者救援センターは、何よりも権利不在な状況に追い込まれている被害者を具体的に救済するための作業と、米軍による事件や事故が起こりにくい社会作りを目指して活動しています。

実際に不平等な日米地位協定が存在するなかで、被害者を具体的に救済しながら事件が発生しにくい社会を形成するためには、制限されているものであれば被害者が行使することができる対応策をしっかりと明示してお知らせし、被害者が相談を持ち込みやすい全国的な連絡先の確保が必要です。また、これ以上、日米地位協定を米軍に悪用されないようにするための、米軍に対する日常的な監視と世論喚起が欠かせないと考えています。

このパンフレットが、実際の被害者救済と米軍犯罪にまつわる諸問題の解決に向けて少しでも役立つことを願ってやみません。また、それが米国軍隊員のためでもあると信じます。

米軍犯罪被害者救援センター 事務局長 都 裕史